

平成 2 3 年第 2 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

平成23年第2回森町議会定例会12月会議会議録（第1日目）

平成23年12月13日（火曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時34分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長の諸般報告
- 3 行政報告
- 4 一般質問
- 5 議案第 1号 森町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 7 議案第 3号 町長の給与の特例に関する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 9 議案第 5号 路線の認定について
- 10 議案第 6号 駒ヶ岳火山砂防工事に伴う町有地売払いについて
- 11 議案第 7号 平成23年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 12 議案第 8号 平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 9号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第10号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第11号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 16 議案第12号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第13号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 18 議案第14号 平成23年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 19 議案第15号 平成23年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 意見書案第1号 看護師・介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護・地域医療の拡充を求める意見書
- 21 意見書案第2号 公契約法の制定を求める意見書
- 22 意見書案第3号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
- 23 意見書案第4号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書
- 24 意見書案第5号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

- 25 意見書案第6号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
- 26 意見書案第7号 消費税率引き上げ・年金改悪に関する意見書
- 27 意見書案第8号 泊原子力発電所1・2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書
- 28 意見書案第9号 並行在来線の「経営分離」の強行をやめ運行方針の作成を求める意見書
- 29 議員の派遣について
- 30 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	10番	中村	良実君		11番	小杉	久美子君
	12番	長岡	輝仁君		13番	三浦	浩三君
	14番	東	秀憲君		15番	黒田	勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤	克男君
総務課長	木村	浩二君
総務課参事	佐々木	陽市郎君
出納室長	菊池	一夫君
防災交通課長	久保	康人君
契約管理課長	竹浪	孝義君
企画振興課長	伊藤	昇君
税務課長	泉	一法君
収納管理課長	野田	勝正君
保健福祉課長	佐藤	洋君
保健福祉課参事	金丸	由起子君
住民生活課長	竹内	明君
環境課長	横内	仁司君
環境課参事	木村	哲二君

農 林 課 長	山 田	仁 君
水 産 課 長	島 倉 秀 俊 君	
商工労働観光課長	金 谷 孝 己 君	
建 設 課 長	小 井 田 徹 君	
上下水道課長	石 島 則 幸 君	
上下水道課技術長	若 松 幸 弘 君	
教 育 長	磯 辺 吉 隆 君	
学校教育課長	芳 賀 幸 則 君	
社会教育課長	澤 口 幸 男 君	
公 民 館 長	片 野 滋 君	
体 育 課 長	谷 口 方 規 君	
給食センター長	坂 尻 正 純 君	
生涯学習課長	中 島 将 尊 君	
さくらの園・園長	釣 隆 吉 君	
病院事務長	成 田 研 吉 造 君	
消 防 長	山 田 春 一 君	
消 防 署 長	松 川 眞 也 君	
砂原支所長	輪 島 忠 德 君	
町民サービス課長	清 水 雅 信 夫 君	
保健対策課長	川 村 光 夫 君	

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間 一 男 君
事 務 局 次 長	藤 田 司 志 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立いたしました。

平成23年第2回森町議会定例会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により12月会議を再開します。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げになります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、三浦浩三君、14番、東秀憲君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告並びに平成22年度森町教育委員会事務事業の点検評価報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から12月14日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

ここであらかじめ町長に申し上げておきますが、副町長退職関連及び新幹線に基づく在来線廃止の賛否の件については、この後一般質問の質問事項になっておりますので、簡潔に経緯、てんまつ等を報告していただきたいと思っております。また、本来行政報告すべき件の範囲外のことについては及ばないように簡潔に報告をお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。12月会議における行政報告をさせていただきます。

このたび11月30日付をもって副町長、増田裕司氏からの辞表を受理しました。この件について北海道新聞のほうから連日間違った報道をされておりますので、これを皆様に事実関係を明らかにしたいと思います。増田氏は、尾白内町の町有地の売却に当たって契約完了届け書類の町長欄に増田印を押印し、また登記完了届け書類の町長欄に増田氏個人が所有の町長が認めていない佐藤印を押印したこと、そしてその他3件の町有地売却などで町長が認めていない佐藤印を使って売却した責任をとって辞職願を町長に提出して即日町長は受理しました。なお、尾白内町の町有地の売り払いの許可願い書類には町長が自筆でサインをして認めておりましたことも報告をしておきます。この尾白内町の町有地の売り払いに当たって取得者に便宜を図ったのではないかとの疑義がありましたが、監査委員の調査によると全くそのような形跡はないとの判断であったこともご報告させていただきます。

次に、新幹線札幌延伸の内諾の件について報告をさせていただきます。このたびの道への報告は内諾であって、正式な回答ではありません。今まで国から札幌延伸については、色よい返事をいただけなかったものがこの秋になって急に札幌延伸の可能性が大となりました。その中であって、国土交通省から道へ沿線市町村の同意があるかどうかの問い合わせがあるとのことになり、急遽道の関係部門が各市町村を回って内諾の確認をしたものであります。私は、いろいろな問題はあるが、ここは内諾することが森町の利益につながるとの判断で内諾をしたものであります。しかし、正式な回答は道の関連部門から森町議会において願って説明をしていただき、または議会側から疑問点について質問し、その上で議会の総意を尊重して町長が決断して道に正式な回答をすることとしたいと考えております。

最後に、行政報告と趣旨が若干違いますが、議員の皆さんに報告とお願いを申し上げます。最近わかったことですが、日曜日にある議員が無人の役場に勝手に出入りし、自分の政党の機関紙を課長席にまで配って歩いていることが判明しました。長い年月黙認していたものと思いますが、断じてならないことです。課長席が一番奥まったところにあり、まさに職場の聖域です。間違っても大切な資料を置いていることもあるかもしれません。盗み見をするかもしれません。以後、休日の役場への一切の出入りを禁止させていただきます。また、役場内での新聞の勧誘も一切やめてもらいたいものです。自分の議員としての威圧的な職権を乱用しての党機関紙の新聞勧誘は違法行為にもつながるおそれがあります。

以上、12月議会の行政報告を終わります。

（「議長、行政報告に対して質疑できるんだけどね。質疑できますね」
の声あり）

○議長（野村 洋君） できないことはございません。

（「できるね」の声あり）

○議長（野村 洋君） はい。

(「ちょっと問題発言なんでね」の声あり)

○9番(堀合哲哉君) 新幹線問題と土地問題についての行政報告、そこまでは議会として受け付けたわけです。後段の部分は行政報告に何も当たらない事項なのです。それを誹謗中傷して、佐藤町長にお聞きしたい。あなたは立入禁止とおっしゃいましたが、何の権限で立入禁止にできるのですか。法律上示しなさい。根拠をはっきりさせてから言いなさい。だめだ、そんなもの。法令を述べれ、法令を。

○町長(佐藤克男君) 不法侵入だと私は決めております。

(「決めているんでないんだ。法律をしゃべれと言っているんだ。法律をしゃべりなさい」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 不法侵入です。

(「何の法律よ、だから」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 一般質問

○議長(野村 洋君) 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここで議事進行についてお願いがあります。質問並びに質疑は、会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、改めてお願いいたします。

それでは、1、救急医療情報キット配付の取り組みについて、11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番(小杉久美子君) おはようございます。救急医療情報キット配付の取り組みについてを質問させていただきます。

質問にあります救急医療情報キットとは、ひとり暮らしの方や障がいがある方、また健康上不安を抱えている方の安心、安全を確保するためのもので、持病や病歴、かかりつけ医、血液型や薬剤情報等を記入したものを専用容器に入れ、冷蔵庫に保管しておき、万一の緊急時に備えるものです。救急車を呼ぶことができても駆けつけた救急隊員に必要な情

報を伝えられない場合、隊員の方がこの容器の中の情報を確認することで適切で迅速な処置を行うことができ、住民の命を救うことができることから命のバトンとも言われております。高齢化社会を迎え、どこの自治体を見ても独居世帯や高齢者世帯が増えているのが現状です。森町においても平成23年4月現在、65歳以上の人口が5,221人となっており、年々健康に不安を感じ過ごされている方が増えているのではないのでしょうか。この対象となる方に救急医療情報キットの配付をし、森町の町民が安心して暮らせるまちづくりのため取り組んでどうか、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（佐藤克男君） 小杉議員のご質問にお答えさせていただきます。

ひとり暮らし高齢者等で健康上不安を抱えている方々に対する安心、安全については、少子高齢化時代を迎え、ますます重要な問題となってきております。だれもが住みなれた自宅や地域で暮らし続けられることを望んでおられると思いますが、一方高齢化や核家族の進行によってご質問のように独居世帯や高齢者のみの世帯が増加し、緊急時の対応が困難な状況となってきているのも事実であります。町におきましては、合併前よりそれぞれの町においてひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報体制システムを導入し、必要な方に緊急通報装置を貸与しており、ボタンを押すだけで消防署へ連絡が入るようになっております。現在一般住宅と公営住宅等を合わせて約150世帯の利用者がおりますが、機器が高額なため貸与台数を一気に増やすのは困難な状況となっております。また、森町社会福祉協議会においては、小地域ネットワーク事業において各町内会のご協力をいただいて要援護高齢者等の見守りや声かけ事業を行ったり、ただいまご質問の内容とほぼ同様な趣旨であります緊急連絡触れ合いカードというものを要援護者に配付し、緊急時に備えるための対策がとられてきておりました。

さて、ご質問の救急医療情報キット配付の取り組みについてでございますが、今まで町や社会福祉協議会で取り組んできたことと重なる部分もございますが、救急隊員の情報収集の迅速化や救急病院に搬送された後の医師による治療の効率化に資するものと思われるところでございます。ひとり暮らし高齢者等の安心、安全を確保するためにいろいろな選択肢を用意することも重要なことだと思いますので、他市町の実態も参考にしながら実現を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） この救急医療情報キットとは、明治学院大学の岡本多喜子教授という方がアメリカのオレゴン州のポートランド市で実施されていたものを日本に持ち帰り提案したもので、日本では平成20年の5月に東京都の港区で初めて実施されております。その後、全国に広がりを見せまして、命のバトン事業として今では北海道では30以上の自治体取り組みを始め、また近隣町村では八雲、七飯、鹿部町でも取り組んでおります。また、今年3.11の災害がございました。最近では、この取り組みは災害時による緊急時の支援体制としても増加しつつありまして、災害時の要援護者名簿とあわせて、さらなる支援体制の強化ということで各自治体に取り組んでいるというのが実態であります。確かに

今町長がご答弁くださいました緊急通報システム、森町にもございますけれども、全世帯にはまだ行き届いておりません。希望する対象者という方は待機状態となっているわけです。この森町で事業を進めている緊急通報システムは、全世帯に届けるには費用と時間がかかると思います。しかし、このキットなら65歳以上の方全世帯に配付しても費用は安く、配付した後のメンテナンスなどもございません。このことからさらなる支援体制の強化を進めるためにも取り組んではと思いますけれども、もう一度ご答弁お願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 今議員からお伺いした救急医療情報キット、このキットについて私も資料を持っておりますけれども、非常にいいことだなと。費用もさほどかからないようですし、これはぜひ当町でも検討というよりも、やる方向でこれは検討していかなければいけないだろうと、そのように思っております。また、このようにいいものがありましたらまたご紹介をいただければと、そのように思います。前向きで取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、2、商標登録について、副町長の辞任について、5番、前本幸政君の質問を行います。

初めに、商標登録についてを行います。

○5番（前本幸政君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、商標登録について。町長は、みずから産業の活性化を推進するためとして森ブランドによる付加価値の確立に努められているようであります。中でも商標登録を出願し、公約のとおり町のセールスマンとして甘かじりブルー、生かじりトウモロコシ、パンプチップス、蝦夷カマボコなどを特産品として生産や販売を支援すると聞いております。8月に入るころより、町長より職員あてのメールの中や9月、10月号の町の広報紙の中でよく目につく町保有の商標登録されたフルーツトウモロコシ生かじりについてよくお話をされるようになっております。読者や生産者よりいろいろなお話を聞きますので、以下についてお伺いをいたします。

- 1、商標登録の使用基準はどうなっているのでしょうか。
- 2、商標登録はだれでも使用できるのでしょうか。
- 3、現在の申請状況はどうなっているのでしょうか。
- 4、町として販売に手がけた実績と課題はあるのでしょうか。
- 5、今後の見通しについてお伺いをいたします。

○町長（佐藤克男君） 前本議員のご質問にお答えさせていただきます。

森町総合開発振興計画の基本構想では、森もりブランドプロジェクトの取り組みを進めております。商品につける商標がわかりやすく、覚えやすいものであるかどうかによって

商品の売れ行きが左右されることから、魅力的な商標を使って効果的な報告や宣伝を行うため商標登録するものであります。効果としては、ネーミングをすることにより他のものと判別できる、その商品名自体に社会的信用が発生するなどブランド化につながると思っております。商標登録に際しましては、先願主義の観点から平成20年11月に役場内に森町地域ブランド促進・検討委員会を立ち上げ、パンプチップス、そしてパンプチップス菓子、甘かじり、生かじり、蝦夷カマを登録したところであります。

ご質問1点目、2点目の商標登録の使用基準とだれでも使用できるのかとの問いですが、使用形態によりまして条例または要綱での対応が必要となることから、現在策定について検討をしているところでございます。

3点目の現在の申請状況ですが、現在申請のものはございません。

4点目の町として販売に手がけた実績と課題についてですが、生かじりでのトウモロコシについて今年8月26、27日、東京都の果物店においてピュアホワイト計120本をモニター販売しました。価格は1本300円です。生で食べられるトウモロコシにお客様は大変興味を示すとともに、商品の安全、安心が購入判断となったようであります。甘かじりでのプルーンについては、昨年度高級果物店へ納入している町外会社と直接的な交渉を持ちながら他産地との差別化を図る方策を提案させていただき、一定の評価を得たところであります。今年については、天候不良によりプルーンの商品価値が低く、販売不可と判断したところであります。カボチャチップスについては、カボチャの高付加価値型産業を目指し、商品開発に試行錯誤いたしました。製品化はしておりませんが、特産加工品の製品開発の提案となるものと思っております。

5点目の今後の見通しについてですが、この活用に当たり生産者、団体等の意見や流通販売会社の意見もとらえ、積極的な活用を促し、生産意欲の高揚と森町のPRに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） ただいまの答弁で、森町のPRに努めるということで大変前向きなお話でよかったなと思いますけれども、ちょっと1つ販売支援のほうについてお伺いをしたいと思います。

今お話し申されました新宿高野という果実店で、1本300円でトウモロコシが2日で120本売られたと。これについて大変すごいことなのかと、またどうして個人の農家の農産物を特別な扱いのごとくのように町長、いわゆる森町みずからが行動をとるのだろうかというのが、いろいろな方々より疑問の声を聞いているわけであります。現在無農薬野菜や有機野菜などは、全道や全国でもこだわりの栽培方法で販売に手がけて市場価格の2倍や3倍で高値で販売、そして経営をされている方はたくさんおられます。町長が少しでも町のためになるだろうと販売戦略の一つにしていることは、私も農業生産者の一人として大変評価するところであります。また、今生かじりのトウモロコシの部分でお話をされた農家

さんに対しましては大変努力もされている方ということで、私も大変承知をしている方でありまして、決してこの方を否定するわけではありませぬので、ご理解をいただきたいと思ひます。

今農業経営安定のためには、良質はもちろぬのこと、安心、安全、そして安定供給、いわゆるロットが求められております。平成23年度森町では、トウモロコシにつきましては80ヘクタールの作付がされました。農家個々が適正な農薬の管理の中、試行された栽培方法で品質良好なトウモロコシを生産されまして、前年度より1キロ当たり40円高い183円の単価で総額1億2,000万の販売実績、これはJA新はこだての部分であります、ありました。ちなみに、施設野菜の森町トマトについては、生産者の大変な努力により味や品質が大変評価をされまして、近隣の七飯町や北斗市、知内町と比べまして約3割高の価格で常に販売をされております。年間6億5,000万以上の売り上げがありまして、ほかにもキュウリやカボチャ、馬鈴薯、メロンというように森町を代表する農産物が20億の販売実績があるわけでありまして。この裏には、各生産組織の役員みずからが関東や関西方面の市場に向いてのPR、また逆に関係市場の方々に森町にみずから来ていただきまして、少しでも市場の方々にわかっていただき、PRなどをして農産物の高値販売を目指し努力されているわけでありまして。森町としてPRをするのであれば、このような農産物、いわゆる特産物です。この特産物という考え方は、まだいろいろ考えがあるかと思ひますが、特産物というのは特に栽培をされたものではなくて、特にその地方で多く生産されるものが特産物とよく言われております。それらをPRすることではないでしょうか。JAS認定された農産物の販売に対し、私は否定するわけではありませぬが、森町のためになる町としての販売戦略はロットのある農産物をいかに大量生産し、高値販売ができるかだと思ひます。どうお考えでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 前本議員の多く生産されているものを高く販売する、幾らかでも高く販売する、それが大切ではないでしょうか。もっともなことなわけです。しかし、それは販売方法のマーケティングとして、まずはなかなかできないもの、なかなかつくりづらいもの、そういうもので数の少ないもの、そしてそれが高値を呼ぶのです。これがマーケティングの一番大切なところでございます。そのなかなかできないもの、例えばトウモロコシでも全くの無農薬、また完全有機栽培、これは高値を呼びます。私は、今回1本300円で販売を新宿高野さんをお願いしましたが、これは最初は1,000円という価格でお願いしたいと。来年は、できたら私は1,000円で売ってもらいたいと、そのように思っております。その1,000円、森町のトウモロコシがもし1,000円で売っていただければ、森町の生かじりというトウモロコシは1,000円で売れたよということになると、ほかの売っているトウモロコシもそのような基準になっていくわけでありまして。

これからTPPの問題もどうなるかわかりませぬ。私は、我々の力でいろんな行動はしておりますけれども、もしTPPが実施されたら日本の農業はかなり打撃を受けるだろうというふうに言われております。そのTPPの打撃をもし提携されてなったとき、このと

ときには私は完全無農薬、完全有機栽培というものがその農家を救う一番の手だてになるのではないかと、そのように思っております。それが私は差別化なのだということを思っております。ですから、今森町のトマトは3割高い。これは、もう季節はずれで高くなっているわけですから3割高い、そして6億5,000万も売れている、これは非常に私はいいいことだと思います。しかし、これがTPP、そういうものになってきたときに維持できるかどうかというのは、私はまた疑問のことだと思います。とにかく私は安全、安心なものを、今ももちろんトマトは安全、安心です。森町のトマトは安全、安心です。ほかのものも安全、安心ですけれども、それよりもなおかつ安全、安心なものを我々はつくっていく、そして1点、一つでも高いもので売れると森町のものが売れていくのです。

新宿高野さんに果物を入れる、野菜を入れるということは、これは普通ではできません。これは、農水省の人もよくあそこに入りましたねということによって言っています。これは、私の今までやってきた仕事の流れからできたわけなのですからけれども、今後も何か1点いいものを出して、そしてそれがほかの森町のブランドとなって、そして普及していく、波及していく、そしてそれがまた5%でも10%でも上がっていく、それが大切なことです。とにかく森町のものを売っていく、もうこれについては新宿高野さんでは来年もやりたいということでおっしゃっていただいています。ただ、価格については300円ではなくて、もっと高い価格にして世の中がびっくりするような、そういう価格に持っていくと私はニュースにもなって、そしてこれが多く森町の農産品に波及していくものと、そのように思っております。また、このブランドについては商標登録をつけたからといって2年、3年でこれは物すごくいい値段で、そして有名になるということはありません。関サバ、関アジにしても、これも20年も30年もかけて今の地位を築いていったのです。ブランドというのは、簡単にはいきません。しかし、最初の努力が必要なのだということをまず申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○5番（前本幸政君） ブランドについて、なかなかとるといのは大変厳しい、よくわかります。町長の考え方もわからないわけではありません。完全無農薬、完全有機質ということは、本来でいけば進めるべきだと思いますが、なかなかこれは付加価値をつけていくというのは大量生産も難しいということで、これは簡単なことではないので、個々農家の方々はそれは思っているのだけれども、なかなかできないというのが現状だと思っております。

ちなみに、宮崎県のお話を少しさせていただきたいと思っております。元東国原知事が県のセールスマンになったときに、いろいろなものを宣伝したようであります。特に宮崎県の宮崎産食用キンカンを宣伝したことは知っている方も多くおられると思っております。宮崎県も同じようにブランドをとって一翼を担ったわけでありましてけれども、これは経済連の商標登録でキンカンたまたまという名前で商標登録されました。大変有名となりました。皮ご

と生で食べられる、甘くフルーティーな風味で糖度が16%以下が一般的に流通されているのですけれども、16%を超えるものについては、これはその共選所で糖度選果でありますから16%だとすぐわかるのですけれども、16%を超えるものについてはキンカンたまたまという商標登録、そして糖度が18%以上になればさらにキンカンたまたまエクセレントというような形で呼ばれまして、1キロ当たり4,000円以上の高値で今でも販売をされております。これはJAグループや経済連の共選所から、今申しましたように共選所から大量に生産されるもので、東国原氏はよくテレビで冗談を交えながら宣伝をされておりました。どうでしょう、町長。やはり町長みずからがPRする、今言った新宿高野でこの販売の仕方もあるかと思えますけれども、森町の産業の発展を見据えたときに、やはり私が言うような特産物の販売支援というのも考えていかなければならないのではないかなと思えますけれども、いかがですか。

○町長（佐藤克男君） キンカンたまたまの話はよく雑誌等にも、またテレビでもやっていますので、よくわかります。もちろん私は森町の特産品、農業のものだけではなくて漁業も含めてこれを販売していきたいということは思っております。先ほど言いましたように、私は東国原さんのように有名でもありません。ただ、私は一点集中で営業をやっていくという主義をとっております。私がもし彼ほど有名であれば、ああいうやり方もできたのでしょけれども、私はそこまで有名ではないものですから、地道に今やっているところでございます。目的は、一農家、一漁業家、そういうところのためにやっているのではなくて、今はたくさんのところに波及するように、そして私はそれをその方法としてまず1点、1件でもいからそれを有名にしていく、それからだんだん、だんだん入っていくということです。森町のカボチャは非常においしくて、これは皆さんもご存じのように夕張メロンが13度から15度です、糖度が。森町のカボチャは糖度が25度もあるということでNHKでも放送されておりました。非常に私はそういうものをきっかけにまずは行って、そして森町全体のものを高く売っていきたくと、そのように思っております。プルーンも今年は500グラムで1袋、前私が来たときは1袋500円だったのでしょけれども、今年は少ないこともあるのでしょけれども、1,000円になっておりました。私は、これは非常に農家さんにとってもいいことだなと、そのように思っております。もっともっとこのプルーンも私は高くてもいいのだろうと、そのように思っているところです。

何せやはり物をつくるので、先ほど言いました。簡単なことではないということで、前本議員、自分の経験から言われました。しかし、簡単なことでないから高く売れるのです。これは私はビジネス、どんなビジネスでもそうです。高く売るところは非常に努力する、簡単なことに手をつけていたらだれでもやれること、しかし簡単でないからこそ高く売れるのだということを私は自分の40年以上のこのビジネスの世界で食べてきて、そしてそれを身にしみております。ですから、簡単でないことに取り組むというのは自分の製品を高く買ってもらう一番の方法なのだということをわかっていただきたいと、そのように思っております。そういうことで、私はたくさんとれるものを高くなるように、そしてそのた

めに今地道な努力を続けているのだということで認識していただきたい。まだまだこれは今始めたばかりです。2年や3年ですぐに成果が出ることはありませんので、これは時間をかけながらじっくりとやっていかなければいけない仕事だと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 商標登録についてを終わります。

次に、副町長の辞任についてを行います。

○5番（前本幸政君） それでは、2つ目の質問になります。副町長の辞任について。

増田副町長が11月28日、尾白内の町有地の売却について内部規程で定められた正規の決裁手続を踏まなかったという問題に対し、佐藤町長に辞職願を提出、そして受理をされ、11月30日で退職となりました。中には、佐藤町長との対立とか事実上の解任など新聞で報道もされました。町民も動揺を隠し切れない状況でありました。何人かの町民からもお尋ねがありました。副町長の辞任について、幾つかの疑問がございますので、以下2点についてお伺いをいたします。

1、なぜ辞任という結果となったのか。

2、副町長不在の今後の行政運営についてどう考えているのでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 前本議員のご質問にお答えさせていただきます。

なぜ辞任という結果になったかについては、先ほどの行政報告の中で報告したとおりです。今後の行政運営についてですが、現在は副町長が決定していた事務事項をすべて私が行うようにしております。現状の業務形態で職員に不便をかけているのは現実ですが、職員もすぐになれるはずですが、現在は、今まで見ていなかった決裁等があり勉強になっております。副町長の後任については、今後時間をかけてどのような方をお願いするかを考えていきたいと思っております。

以上です。

（「議長、進行中だけど、行政報告で済ませたからいいんだという答弁はだめでしょう、これ。きちっと答えないとだめなんだ。やり直しさせてください。だめだ、そんなの」の声あり）

○議長（野村 洋君） 町長、行政報告で先ほど報告はありました。ただ、今回ここで一般質問で質問しておりますので、それに対する答弁ということをきちっとしていただきたいと思っております。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 先ほどの内容で結構ですよ。

○町長（佐藤克男君） 失礼しました。では、また報告させていただきます。

このたび11月30日付をもって副町長、増田裕司氏からの辞表を受理しました。増田氏は、尾白内町の町有地の売却に当たって契約完了届け書類の町長欄に増田印を押印し、また登記完了届け書類の町長欄に増田氏個人が所有の町長が認めていない佐藤印を押印したこと、

そしてその他3件の町有地売却に当たって町長が認めていない佐藤印を使って売却した責任をとって辞職願を町長に提出して、即日町長は受理しました。なお、尾白内の町有地の売り払いの許可願い書類には町長が自筆でサインをして認めておりましたことも報告しておきます。この尾白内の町有地の売り払いに当たって、取得者に便宜を図ったのではないかとの疑義がありましたが、監査委員の調査によると全くそのような形跡はないとの判断であったこともご報告させていただきます。

また、副町長不在の中での行政運営について大丈夫かのご指摘でございますけれども、現在は副町長がやっていた決裁事項、事務事項をすべて私が行うようにしております。現状の業務形態で職員に不便をかけているのは現実ですが、職員もすぐになれるはずで、現在は、今まで見ていなかった決裁等があり勉強になっております。副町長の後任については、今後時間をかけてどのような方をお願いするかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（前本幸政君） 実は、この通告書を出した時点は12月5日ということで、皆さんもご存じだと思いますけれども、12月11日に北海道新聞に記事が書かれました。そういう部分で若干のずれがあると思います。今日の行政報告の中でも大変私もびっくりをしました。今も行政報告の中で、部分的には署名もしているというお話もされておりましたので、これはどういう結果になるのかなど。ちょっとまだわかりませんが、基本的には町長が見ているのかなということでもまず質問をさせていただきたいと思っております。

なぜ辞任になっているのか、もう一度お聞きをいたします。11月24日に開かれました全員協議会や新聞報道、また移動町長室など、増田副町長が町長に無断で尾白内町有地の売買契約の事務手続をした。これは、内部規程で定められた正規の決裁手続を踏まなかったために辞任となったと説明をされております。また、11月29日の町長から職員へのメールの中で、事の重大さを知らせて反省の姿勢が全く見られない、感じられないことを理由に解任を申しつけました。しかし、解任となれば当時の職員にもかかわるため、副町長みずから辞任と認めたと書かれておりました。これは、いわゆる辞任といえども、事実上の解任と言われても仕方ありません。先ほども申しましたように、12月11日の北海道新聞の記事の中で書かれている4種類の決裁書類のうち、9月16日付の売買契約案はみずから署名をされ、決裁をされております。また、残る3種類は事務的作業であるとの報告で、事実であるならば増田副町長が町長に無断で売ったということは事実と反することだと私は思います。これは、辞任に至ることではなかったのではないかなと思います。結果的には、副町長は辞任をされたわけであり、前に総務課長さんのほうに資料請求をしましたが、ちょっと出せないということで、できればこの部分で決裁書類の提出を願いたいと思うわけであり、今回の新聞の報道の記事が本当に事実であるならば、森町の歴史に残る大きな問題になることだと思いますが、いかがですか。

また、町民は大きな不信感を抱いたことだと思います。どうしてこのような偽りとなる

ようなことになったのでしょうか。もう少し具体的に事実、事の真相をはっきりしていただきたい。本当にみずから署名をされているのであれば、決裁を認めたというふうに私は判断するのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

それから、2つ目の副町長不在の今後の行政運営について2点ほど伺いをいたします。これも職員へのメールの中で、副町長が長期休養をとったと思えば何のこともないと思いますが、そうでしょうか。今まで事務処理のほとんどが副町長が行っていたのではないのでしょうか。公務も多くある中で講演など多くの時間出張されているように見受けられるのは私だけでしょうか。これから平成24年度の予算編成や職員からの協議事項など、町長不在の中本当に事務処理を進めていけるのでしょうか。私は大変不安であります。いかがですか。

それから、もう一つ、今このような処分によって職員は相当混乱をしております。町長に対する不信感も増大していると聞いております。このようなことばかりでは、職員も職務に対する意欲もなくなるものと考えております。今回副町長が辞任した週、ほとんど1週間森町におらず不在でした。今後は町長の講演や出張を減らし、一番の職務である行政をしっかりやるべきではありませんか。このままでは、行政の停滞が起こることは必至であると私は思っております。事実、12月1日に予定をされておりました入札も5日に延期をされたとも聞いております。1年後、5年後を見据え、森町を宣伝するような講演も大変大事かもしれませんけれども、今後どのような考え方で対応していくのでしょうか。よろしく願います。

○町長（佐藤克男君） 事実はどうなのかということです。まず、何で辞職というよりも私一人でこのお話を、辞職または解任ということで増田副町長と2人でやった場合にいろんな誤解を生むかもしれないということで、実は監査委員の松山先生が立会人となってやりました。一番の問題は、これは押印していた、または事務上の手続の間違い、そういうことよりも事の重大さに対して反省の色が見えなかったと、これが私の解任する一番の理由でした。人間だれでも間違いがあるものでございます。この間違いがあったときに済みませんと謝罪をするということが私は大切だと思っております。9月にこの問題が発覚して、そして事実上増田前副町長もその書類を見てこれは問題だということがわかったのでしょう。そのほかに3件が出てきました。私の認めていないものもございました。そのことも含めて、そして私はその間違った、または私の認めていない判を使って押印したということについてもこれは一つの間違いということで済ますつもりでございました。しかし、9月に起きたことが1カ月、2カ月たっても謝罪もない、そして11月24日、全員協議会でかなり議員から私は叱責を受けました。そういう中において、今日はきっと謝罪があるものということで私は見ておりました。しかし、その日も全く謝罪がない。謝罪がないということは反省していないと、私はそのように思いました。ですから、私は事の起こったことよりも謝罪しない、反省の色がない、その姿勢に対して私は呼んで解任を申しつけました。そして、しかし解任ということになると、ほかの人間に対しても何らかの処分に及ぶ

かもしれない、もし辞職ということだったら辞職でもいいですよということで彼にはその旨申し上げました。彼は、では辞任にしてくださいということで辞任という手続になったわけです。もちろんそのときに一身上の都合ということではなくて、具体的に書きなさいと。たしか彼は先決事務違反だったかな。そんなようなことで書いて持ってまいりました。それで、私は辞職を認めたということです。私の一番の彼を解任にした理由は、その間違いよりもその間違いに対して済みませんという謝罪がない。謝罪がないということは反省がないのだということについて、私はこれを一番の理由として挙げて、そして解任にしたわけでございます。人間間違いがあります。どんな人間だって間違いがあります。しかし、その間違いに対して謝罪し、そして反省することが大切なことだということで私はしました。

それから、長期休養と思えばいいということで書きました。やはりみんな職員は心配しておりますので、私は職員に対しては長期休養だったと思えばいいと、これはもう当然のことでございます。私は自分で商売してきて、自分のナンバーツーが突然病気になったりして、だからといって事務手続が滞るなんていうこともございませぬので、あったらいかぬので、私はそれをしました。ただ、最初の日、これは1週間、2週間、3週間ぐらいはいろんな先ほど言った入札がおくれたりというようなこともあるかもしれません。しかし、今後においては私はそういうことはなくなると、そのように思っております。今私が決裁しておりますけれども、その決裁についてはこんなこともあったのだな、あんなこともあったのだなということで、私は自分で見て一つ一つ決裁して非常に勉強になっております。

それから、もう一つ、不在が多いということでございますけれども、これについては自重しなければいけないと。次の副町長が決まり、そしてなれるまでは講演とかそういうものは極力控えながら、そしてやっていかなければ、今まで決まっているものについては、これは行かなければいけない。しかし、今後の副町長が決まり、そして副町長がなれるようになった時点で、この時点で私はまた再開をしよう、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（前本幸政君） これは、事の重大性ということで大変認識しているわけでありませぬ。それぞれの立場、それぞれの言い分もあろうかと思ひます。これは、何らかの形で事実を解明していかねばならないことだと思ひますし、また町民の方々にも納得いく説明もしていかねばならないということで大変重く感じているわけでありませぬ。今述べられましたように、基本的には謝罪がなかった、反省の色がなかったという部分がよく強調されたわけでありませぬけれども、本当にそれでいいのかなという、ちょっとその辺が私は疑問にあります。町長みずからの任命責任や管理責任等も問われるでしょう。そういう意味から、やはりこれは奥が深い話になるのかなということで、この辺で私は終わりますけれども、やっぱり今後の森町にかなりの損失になるのかなということで真剣にこの部分は考えていかねばならないのかなと思ひます。新聞であのような内容を書かれ

たわけでありますけれども、恐らく読者の方々は、えっ、何で、そうだったのかというようなお話になっていると思います。やはりこの場、議会ですから、町民の方々に聞こえる場所ですから、正式に町民の方々に本当に自分はきちっとした考え方で、これで間違っていないのだよということを再度きちっと皆さんにお伝えをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（佐藤克男君） 前本議員の今の進言に対して、私は謹んでお受けしたいと思えます。きのうもある会がありまして、私はたくさんの方がそのように思っていると。あれだけ北海道新聞で連日間違った報道をしていると、これに対して町民からもかなり私のところに怒りの連絡をいただいております。これに対して私は、今後町のいろんな行事のときにこれを言っていかなければいけないというように思っております。これからもそういうことで町民の誤解を解くように私はしていかなければいけないと。

また、先ほど事務手続の間違いぐらいで辞職まで、解任までしなくてもいいのではないかというお話でございましたけれども、事は重大です。町有地の売り払い、この売買ということは、これは大変重要なことでもございまして、これを全く、全くというよりもそういう手続の、また私の認めていない判を使ったということですから非常に重大なことでもございます。これに対して私は、申しわけなかったと一言の謝罪が欲しかったものでございます。これは企業でいったら、民間でやったら大変な事件にもつながる公文書の偽造だとか、特別背任だとか、そういうことにまでつながるような問題です。しかし、私はそこまでは考えておりません。ただ、これは私は今後一つの教訓としてこの町にとってもいい問題であったと、今後そういうことのないまちづくりというようなことの一つの反省点を与えたなど、そのように思っております。ですから、これからはもちろん私の任命責任、それから管理責任、こういうものも当然ございますので、これについては私はしっかりと皆さんに後の議決でお示ししたいと、そのように思っております。

以上でございます。

（「議長、最後に1つ」の声あり）

○5番（前本幸政君） 先ほど述べましたけれども、4点の決裁書類の部分の調査、以前総務課長のほうに申し出たのですが、この議会を通じてその資料を請求したいと思いますので、議長、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で5番、前本幸政君の質問は終わりました。

次に、3、道央自動車道森インターチェンジ開通と効果について、葬苑の整備について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、道央自動車道森インターチェンジ開通と効果についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして、2問についてご質問をさせていただきます。

まず、道央自動車道森インターチェンジ開通と効果についてでございます。長年の念願

であった道央自動車道森インターチェンジが11月26日に開通いたしました。開通記念祝賀会で町長は、開通で道央圏、道東圏が近くなった、道南圏に与える影響は大きいと経済効果を強調しておりました。また、来年は赤井川に大沼公園インターチェンジの開通が予定されております。以下、お尋ねいたします。

1、森町内に来年秋までに2カ所のインターチェンジができますが、森町としての期待と経済効果について。

2、森インターチェンジと国道5号線までは800メートルありますが、この間に森町内の観光案内等の看板がありません。また、町内には道の駅も2カ所あります。それらも含めて対策はどのようになっておりますか。

3、来年秋開通予定の大沼公園インターチェンジは赤井川です。町の中心部より離れております。赤井川地区に道の駅あるいはアンテナショップ的な森町の情報発信ができるような施設等を考えておりますか。

4、道道大沼公園鹿部線の開削の見通しはどのようになっておりますか。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 道央自動車道森インターチェンジ開通の効果についてということでございます。

1点目の森町としての期待と経済効果についてですが、道央自動車道森インターチェンジが11月26日に開通し、平成24年には大沼公園インターチェンジが開通予定であります。高速交通体系の整備が進められ、札幌市を中心とした道央圏と道南圏が身近になることにより交流人口も増加すると考えます。当面の間は、道南圏の交通拠点となるものであり、高速道路が完成し、ストロー現象が起きるのではないかとの懸念もありますが、道央圏からの逆ストローができるよう食と観光、資源を活用した地域づくりを進めていかなければならないと思っております。また、当町においては平成6年に大雨で蛸谷、石倉地区の国道5号線が不通となったとき、また駒ヶ岳が平成8年、10年、12年に小噴火を繰り返すなどの経緯から、大雨や噴火、津波等による災害時の緊急輸送路が望まれていたところでしたが、このたびの開通によりこの機能も強化され、地域住民としては安心、安全な交通網が確保されたところであります。一方、経済効果であります。観光資源の活用、食の魅力発信などによる交流人口の増加が大きく期待されるものであり、特に赤井川、駒ヶ岳地区は乗馬、登山、温泉、総合レジャー施設も滞在型観光の持続的な取り組みも可能としております。また、生鮮食料品の物流効果も期待され、他産地との差別化も図れるものと思っております。

2点目の森インターから国道5号までの観光案内看板についてですが、現在敷地の検討や効果的な案内板の設置について計画しているところであります。今後対応したいと思っておりますが、道の駅案内標識については国道交差点に「YOU・遊・もり」、つど〜る・プラザ・さわらへの誘導標識を国土交通省の開発建設部により設置していただきました。また、交差点300メートル手前道道標識へ道の駅「YOU・遊・もり」予告標識を設置した

く今議会へ予算計上したところであります。

3点目の赤井川地区への森町情報発信施設の設置についてですが、大沼公園インター開通に伴う道の駅や物産販売施設の建設について以前一般質問があり、その際建設の即答はできないと、検討すると答弁しておりますが、これに関しては赤井川地区も今後有望な森町情報発信基地として十分な効果があると期待するところであります。国道沿い、または大沼公園インター線沿いの建設可能な場所の模索をしております。地形的な問題や環境整備、建設費などもろもろの課題があり、現在これら課題に当たり検討協議しているところでございます。また、地域経済の活性化に当たり関係団体との共同、官民一体となった取り組みが必要と考えております。

4点目の道道大沼公園鹿部線の開削の見通しについてですが、北海道は平成21年度から本年度まで事業化に向けた環境調査や森町を含めた関係団体への説明会を5回開催しております。今後の計画といたしましては、平成24年度から平成25年度までは実施設計や地質調査を行い、平成26年度から国の補助事業として平成30年度の完成を目指し、事業を推進していく予定があると聞いております。国定公園内での事業で環境への配慮が特に重要であることから、年数が必要であることは理解しておりますが、森町といたしましては早期完成に向け、北海道や関係機関への要望を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 1点目の期待と経済効果でございますけれども、町長の話の聞くと、いわゆるストロー現象を逆手にとって何とか地域活性化につなげていきたいと、これからのことでしょうかけれども、ぜひこれを早急にやっていただきたいと、実現していただきたい。

それと、2点目の5号線までの800メートルありますよね。町長言われたとおり、確かに5号線、ちょうど突き当たり、海側のほうに看板ありました。いわゆる道の駅まで1キロ、つど〜る・プラザ・さわらまで9キロと表示されておりました。あれはそこまで、この交差点まで来ないとわからないし、ちょっと見落とす場合もありますので、いわゆる800メートルというキロ数がありますので、その間で何とか目立つものを検討していただきたい。検討しているようですけれども、いろいろ。そういうことをやっていただきたいなど、このように思っております。

それと、あの間に以前に道の駅さんのほうから何とか看板を上げていただきたいという要望もしていたというお話も聞いております。だから、そんなのだったならば、本当は開始と同時に使えるようなものをつくってくれば大変ありがたいなど、こう思っておりましたけれども、もう既にこういうふうになってしまったので、早期にそのようなことを検討していただきたいと。

それと、先日高速道路のかかわりで新聞に出ていましたよね。町長も読んだと思いますけれども、26日に開通いたしましたして、この1週間、1日平均2,400台交通量がありましたよ

と。当初見込みでは2,100台だったということで14%の増だったと。それで、国道5号線が26%減少しましたと新聞報道されております。それで、私はきのう、おとといかな。道の駅に行って聞いてまいりました。交通量とか売り上げはいかがですかと。そうしましたら、日中の大型の観光バスが来なくなったと、少なくなったと、それから……少なくなったのではない。ごめんなさい。それは、今までどおり順調に来ておりますと。夕方からの観光バスは寄らなくなったと。それで、売り上げにも変動がありますと。金額は知らないよ。変動がありますと。それおとといの話でございました。そういうようなことが、今は開通したばかりですから、物珍しさもあって多いのかなと思いますけれども、いずれにしてもやはりこれ交通量は減っても増えることはないのかなと。5号線ですよ。そう思っておりますので、その対策の一環としてもやはりそういう看板等を設置していただきたいなど、こう思っております。

それと、今赤井川のお話、町長は赤井川は有望だと。そういうようなことで検討中ということなのだけれども、検討中を一歩進めたような話はないのか、現実どうなのか。構想でもいいし、何も決まっていない構想でもいいし、そういうものがあつたらもう少し聞きたいなど、こう思っております。

道道大沼公園の鹿部線ですけれども、これについては町長言われたとおりに道立の公園もありますから、いろんな絡みがあるのかなと思うけれども、今町長の話聞いてると完成までは30年ごろになるのではないかという、かなり時間かかるのだなど、こう思っております。このかわいでいろんな協議会みたいなのあるのしょうから、そこで前倒ししてやるようにぜひ頑張ってくださいと、こう思っておりますけれども、それで特に赤井川地区のことをもう少し現段階で話してもいいことあつたら聞きたいなど、こう思っております。

○町長（佐藤克男君） 「YOU・遊・もり」とつど〜る・プラザ・さわらの看板については、開建さんのほうでやっていただけるということでやっていただいたわけですが、今黒田議員が言われるようにもっと手前にあつたほうがこれは真つすぐ行くのか、右に曲がるのか、左に行くのか、あそこまで行かなければわからないのではなくて、これが早くわかるようにそういうものを設置することもこれは考えなければいけないだろうなど、そのように思います。

それから、赤井川については、以前にお話あつたときにはまだまだ検討段階と。赤井川町内会会長さんともお話ししながら今進めているのは、赤井川の小学校を道の駅にできないかなということをお話しして、それはいい提案ですねというお答えをもらって、これは国道ですから開発建設部のほうにいかがなものかと今投げているところでございます。まだやりましょうとかなんとかというお答えはちょうだいしておりません。もしできれば、そうすると建物も建てなくて、駐車場をちょっと広げる程度でいけるのかなと、そのように考えております。なるべくお金をかけずに、そして通る方がたくさんとまっただけのようなことを、利用していただけるようなことを考え、またそういうところに森町の物

産等を置いて、そして行けるような、特にあそこの道の駅に行きたいと思われるようなものにしていきたいなど、そのように考えております。二、三考えてはございますけれども、またそれは後ほどということ。

また、現在の「YOU・遊・もり」道の駅、これはネクスコさんが昨日もお見えになって、黒田議員が言われた14%増えているのだということをお話ししました。まだまだ14%増えているといっても開通したばかりでございます。また、道の駅でもお客さんが少なくなったということも聞いておりますが、これは毎年12月となるとお客様は減るのよというお話もございました。これについては、やはり森町のインターでおりなければいけない、そういう理由をつくってあげなければいけないと。これは観光とか、そういうことだけではなくて森町のインターにおりなければいけない理由をつくる、そういう作業がこれは行政と民間で考えていかなければいけない重要なことであろうと、そのように思っております。これから一步一步進んで、そしてこれをやっていかなければいけない。赤井川で大沼公園インターがとまるわけですが、その後10年ぐらいはあそこが終点でいけるだろうと、そのように思っておりますので、それも含めてどうしても大沼公園インターでおりたいと、おりなければいけないという理由づけをしていかなければいけないだろうと、そのように思っているところでございます。これからは、いろんな方面でこれを勉強しながら、よその町、通過点になっているところを勉強しながら、また非常に栄えているところを勉強しながらいろんな政策を打っていかなければいけないだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） 町長は今赤井川地区のことでお話がありまして、現段階では旧小学校を核にしながらかつて利用できれば大した経費もかからないで実現できるのかなというお話もありました。それで、町長はもう日本国中あちこち歩くから、道の駅もたくさん繁盛しているところごらんになっていると思います。これは、仮定の話ですからあれだけでも、いわゆる赤井川小学校は5号線に面しておりまして、非常に交通量が多いということでございます。それで、あそこの土地が国道から見るとかなり低い位置にありまして、雨降ったり、冬の雪解けとかも言わなくてもわかるようにすごいですよね。そういうようなことでもありますし、あの場所を候補の一つとしてしているのであれば、十分交通のことも考えながらやっていかないと、交通渋滞を起こすおそれもありますよね。ということは、現在でもあのすぐ隣のほうにラッキーピエロさんって食事するところあります。あそこは本当に週末になったらすごいですものね。この道路を挟んで山側にも駐車場つくったり大変な場所ですよ。そういう地形がありますので、その辺も十分に考えながら、私自身は何かあったほうがいいのかとは思っております。ただ、場所の問題でその辺十分に検討してあれしていただきたいなど、このように思っておりますけれども、いかがですか。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のおっしゃるとおり、やはりあそこに何かなければいけ

ないということは当然のことでありまして、赤井川小学校も1段何メートルか落ちておりますので、それについての対策もしなければいけないだろうと。ただ、まずやってみて、そしてたくさんの方が寄っていただけるようであれば、きちっとした施設も考えなければいけないかと思えます。そういうものを含めて、まずは今の校舎を利用してやるのがベストかなと。最初からお金をかけてやるのではなくて、まずはそういうところでやって、これならばもっともってお客様を呼べるなということがわかった時点でそれを計画するということが大切ではないのかなと、そのように考えております。非常にあの地域は有望な地域だと私も自分で思っております。ですから、どこかに、赤井川小学校も一つの場所だろうということで、また雇用関係も生まれるのではないのかなと、そのように思っております。片側2車線になりますので、ふだんの日は多分それほど心配はないけれども、これがゴールデンウィークだとかお盆だとか、そういうときになってきたときには、やはり道の駅の周辺では混雑が予想されるだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 道央自動車道森インターチェンジ開通と効果についてを終わります。

次に、葬苑の整備についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、葬苑の整備についてでございます。

町内には2カ所の葬苑、火葬場がありますが、ございます。森地区の火葬場は昭和55年に建設されております。トイレが狭く、利用者から苦情があります。森町としても下水道の整備に伴い、公衆トイレの改修工事を進めております。今公共施設などについては高齢化時代への対応もありバリアフリーとし、トイレについても高齢者、障がい者、車いすも利用できるように改善されております。この先何十年も使わなければならない施設でありますので、利用者が使いやすいトイレにはいかがですか。また、砂原地区の火葬場は平成元年に建設されております。網戸、ブラインドなどが傷んでおります。いま一度現場を点検してみたいかがでしょうか。

以上です。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） ちょっとやかましい。静粛にしてくれ。

（「何も言っていないよ、あなたに」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 言っていないでも静かにしなくてはいけないわけだ。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 町長、進めてください。

○町長（佐藤克男君） 彼は議会運営委員長なのでしょう。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） それでは、葬苑の整備についてという質問についてお答えさせていただきます。

森町葬苑、さわら斎場、両施設の利用環境の改善と施設管理に伴う点検をしてみてもというご質問ですが、まず森町葬苑のトイレが狭く利用者から苦情があるとの内容に関しては、現在改修方法について検討中でございます。森町葬苑のトイレは、男子用個室1カ所、女子用個室2カ所を配置してございます。個室の便器については男女各1カ所に簡易な洋式便座を置いてご利用願っている現状ですが、前方スペースが特に狭く、利用者にはご不便をおかけしていることと思います。個室の広さを現在より広くすることも含め、高齢者や障がいのある方の利便性を考慮した抜本的な改善策と衛生面での解消が図られるよう、できるだけ早期に改修を図りたいと考えております。

また、両施設については随時点検をして修繕を行っておりますが、森町葬苑が築後31年、さわら斎場が築後22年経過し、機械設備類の劣化が目立っており、ここ数年は機械設備の修繕が主に行われている状況です。来年度においても機械設備類の補修を計画しているところですが、ご質問にありますさわら斎場の網戸、ブラインドの修繕についても実施に向けて検討しているところでございます。両施設の機械設備類については、いま一度再点検を実施し、緊急を要するものから補修を実施していきたいと考えております。今後においては、森町葬苑、さわら斎場を利用される方々が不便を感じない安心、安全な公共施設であるよう日ごろの点検、管理を徹底し、末永く施設が利用できるよう年次的な改修計画を立てて施設の運営に努めてまいりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 森の火葬場につきましては、町長は早期に改善したいという前向きな答弁をいただきました。町長もこのトイレを使ったかどうかわかりませんが、私現場を見てまいりました。これ今町長言うとおりに30年も経過しているから、当時はそれでよかったのだろうけれども、今になったら時代に合わないようなスペースしかないのですよね。それで、便座に座ると前の壁、鼻がつかえるとか、顔がつかえるとかというような話で、実際自分も座ってみたらもっともそのとおりの話。それで、便器自体をちょっと下げれば、それはそれで解決するのでしょうかけれども、問題はトイレ自体の面積が狭いのです。これ男子のほうをはかってきたら、要するに83センチしかないわけだから、長さは1メートル20ぐらいあるからいいのだけれども、幅がないのです。ですから、本当に今の時代には合わないのです。ですから、これ恐らく担当課にすると、お金もないから余り金かからないようにと考えるのは当然な話ですけども、30年たっているとはいえども、これそうしたら早期に建てかえできるかといえば、そんなことできないわけでしょう。今町でも長寿命化計画ということで、町営住宅から順次やってくるわけでしょう。そういうようなことで、やはり使えるものは多少金かかっても直すところは直してやっていかなければならないというのが今の町の財政ですよね。そういうことからいったならば、これトイレというのは非常に大事なところでもありますので、やはりこの際多少お金かかっても今の時代に、ニーズに合うようなものに検討していただきたいと、このように思います。女性のほうもしかるべきです。細かく言わないけれども、実際に現場を見て町長、判断し

ていただきたいなど、このように思っております。

それと、砂原地区のさわら斎場というのですよね、正式な名称は。私行きましたら、実際に場所がちょっとわからないでずっと行きましたら、支所を越えて行きましたら砂原墓地とかと書いた看板があったのです。だから、墓地のそばだからあるのではないかと思って行ったら墓地はあったのだけれども、全然わからないのね、建物が。それで、中へ入ったらすごく道路がたくさんあって広いのですものね。それで、随分迷ったのです。そういうようなことで現場見てまいりました。あれは、今町長言われたとおりにまだ22年しかたっていないので、すごく立派です。だから、細い部分ですよ、さっきブラインドとか網戸と言ったのは。それと、玄関のタイルが欠けてきておりますので、あれ小さな傷みのうちに直すと広がりませんので、それで現場を見ていただきたいと。

それと、看板のことですけれども、何のことない、あれなのなものね。公民館から、あそこから上がっていくとすぐあるのものね、幾らもたたないで。看板がないのだ。表示がないので、どうしても地元の人にはわかるのでしょうかけれども、よそから来た人はわかりませんので、看板を立てていただければありがたいのかなと、こう思っておりました。砂原地区については、細かいところでございますけれども、そういうようなことで一度ご答弁願います。

○町長（佐藤克男君） 森町葬苑のトイレについては、これは私は図面を見て、図面を見た瞬間に、ああ、これはだめだなと、抜本的な改装をしなければ、今ちょっとだけ手をつけるということではなくて、抜本的にきちんとしたトイレに改装しなければいけないだろうと。このたびもたしか予算を何か上げていたようですけれども、私からこれは抜本的にやりなさいと、この改修ではまだまだ不便をかけると、だからきちんとした抜本的なものを構想を考えて、そして予算をかけなさいという指示をしておきました。多分満足いくようなものに改装になろうかと思えます。

それと、先ほどの砂原の葬苑の看板でございますけれども、私も迷ってしまいました。たまたま私が運転していったときにわからなくて右往左往してしまいました。ですから、1度行ったことあるので行けると行って行ったのですけれども、これは右往左往して非常に同じ思いでございました。ですから、砂原の方は知っていますので、何とも思わないのでしょうかけれども、森町から行った人が結構迷ってしまうのではないのかなということをおもいますので、この看板についても、これは早期に手配できるかと思えますので、やりたいと思えます。

それと、今黒田議員がおっしゃった長寿命化ということで、これについては私は役場の庁舎もあと100年もてるような、そういうものを考えていこうと。100年もたせるためにどういったメンテナンスをしていく、どういうお金をかけて、そしてやっていくかというようなことをしていかなければいけない。もちろんこの斎場についても、私はやり方次第では100年もつのかなと。ただ、中に入っている設備部分もございますから、これが全く20年、30年たったときに今のものとは全く違う技術のものになったというときには建てかえだと

か、そういうことも必要なのでしょうけれども、それ以外は長く使っていくこと、そのために大切に先ほどのタイルの問題等々も含めてやっていかなければいけないだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、4、伝統が息づく郷土芸能の保存について、2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、通告に基づきまして質問をいたしたいと思えます。1点させていただきます。

伝統が息づく郷土芸能の保存についてということで、教育長並びに町長にお伺いをしたいと思えます。近年人口の減少、少子高齢化等の影響により各地域、地区に存在し、永年継承されてきた郷土芸能文化が存亡の危機に立たされております。中には、数百年も継承されているものもございます。これらは、祭りを通して魚産の宝庫として繁栄し、また遠く本州各地より農業開拓者として活躍した往時の人々の生活がしのばれてございます。この郷土芸能を森町の無形財産として、町の誇りとして私たちは由緒あるこのふるさとの郷土芸能をこれからも末永く後世に森町の宝として継承していかなければならないし、継承しなければならない義務があると思えます。それぞれの保存会も運営を維持するために、各種行事等にご披露するため諸経費もかかり、費用の捻出にもいろいろ苦労もあり、自賄いも大変な状況になっておるようでございます。町といたしましても森町の宝であります郷土芸能を継承保存のため応分の助成、支援を行うべきと考えます。幾つかの郷土芸能は、1度中断消滅し、再度再現を見ているところもございます。私は、これらの郷土芸能を町の正式な郷土芸能に指定し、公式行事等々に公開し、育成強化を図り、伝統ある郷土芸能を地域全体と一体となって継承に努め、森町の活性化の一助となることを望むものでございます。

なお、現在の主なる郷土芸能なるものは次の8団体等がございます。1つは濁川の越中神楽、2つ目は森登城奴、3つ目は尾白内道中奴、4つ目は正調噴火湾沖揚げ音頭、5つ目はもりまち太鼓、6つ目は沼尻駒踊り、7つ目は砂原権現太鼓、8つ目が掛澗道中奴等々がございます。以下、次の点について今後取り組む考えがとおりになるか所信を伺います。

1つ目は、これら8団体の郷土芸能を森町の指定郷土芸能として継承保存していく考えがとおりになるかどうか。

2つ目は、これらの8団体に保存すべく助成支援をしていく考えがとおりになるかどうかお伺いいたします。

教育長のほうからお願いします。

○教育長（磯辺吉隆君） 山田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の8団体の郷土芸能を森町の指定郷土芸能として継承保存していく考えがあるかどうかについてでございますけれども、現在文化芸術芸能活動につきましては各種クラブ、サークルなどさまざまな活動が行われております。地域に伝えられる郷土芸能を継承していくことは、困難さを伴うものと認識はしております。貴重な郷土芸能を次の世代に残すということは大変重要であり、地域に誇りと愛着をもたらすなど、まちづくりに果たす役割は大きいものと考えております。先ほど山田議員がおっしゃいましたとおり、濁川越中神楽、森登城奴、尾白内道中奴、正調噴火湾沖揚げ音頭、もりまち太鼓、沼尻駒踊り、砂原権現太鼓、掛澗道中奴などがありますが、これらは森町文化財保護条例第2条の定義では民族文化財と位置づけられます。森町指定文化財の指定する条件としましては、それぞれの民族芸能が受け継がれた歴史、由来、開拓発展など地域的特色を勘案し、さらに指定を受けるため文化財調査委員の意見を聞きながら判断していくこととなります。また、継承保存については運営が難しくなっている団体もあるものと推察はしております。これら郷土芸能については、地域やふるさとづくりの面からも必要なものと考えております。そのため、郷土芸能の火を絶やさないためにそれぞれの団体の実態を調査し、継承保存について前向きに検討、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の8団体に保存すべく助成支援する考えがあるかどうかについてでございますけれども、歴史文化や伝統芸能の保存継承には地域での理解と協力を高める活動が重要であり、このため地域に開かれた活動を支援し、発表の場や鑑賞の機会を設けるなどを引き続き行い、後継者の育成や指導者の確保に努めることが重要であると考えます。各団体におかれましても自助努力に努められ、会員のきずなをより一層深めてもらいたいともまた一方思っております。今後森町文化財保護条例を執行するに当たり、まずそれぞれの団体の実態を調査し、一定の手続を経て、結果必要と判断されるものであれば、保存継承のための必要な支援も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 今教育長よりご答弁がございましたけれども、要するに第2条の文化財指定等々または文化財調査委員の意見を聞かなければだめですよというようなことですが、前向きに検討していきたいという1問目の答えでございますけれども、私は郷土芸能の指定がないということについては、先ほど言いましたように消滅する可能性が高いというようなふうにとめてございます。郷土芸能の指定がないということになりますと、例えば各種の公式行事等がありましたときにその都度依頼要請しているようになっているわけです、現実問題として。そういうことになると大変町も緩くないし、担当課も大変だと、そういうふうにとめております。了解を受けたものを指定ということになりますれば、年間行事というのは大体町で行う、または公的な行事というのは緊急性のものを除きましてほぼ確定しているわけでございます。そういうふうになりますと、例えばAならAの行事があるという場合に、これは全部の保存団体参加してくださいと、またはB

の行事をやる場合はこの団体とこの団体、またはCの行事がある場合はこの団体、この団体というふうな、あとはローテーション的に行うということも考えられるわけでございます。そうしますと、非常に保護団体も町もやりやすいというふうに私は思うわけで、逆に指定団体は自分たちの練習の成果を大勢の観客の前で発表できるという期待とやりがいがあると、出てくるというふうなことになると思うのです。そして、今問題になっております後継者の不足の解消にもつながるのではないかと、そういうふうに思っております。教育長の考え方はわからないわけでもないですが、もう少しその辺と、それから助成支援の部分につきましても自助努力ということだけでなく、ほかの団体等々にもスポーツの関係でも援助しているわけなので、文化のほうにももう少し力を入れてやっていただきたいと。実態を把握するというところでございますけれども、裏を返せば今まで実態を把握していないのかということになるので、その辺はきちんと精査した上で対応していきたいということでございます。前向きでなくて、ぜひ指定に向けた気構えを持った答弁をお願いいたします。

○教育長（磯辺吉隆君） お答えいたします。

まずは、今まで余り詳しく実態調査をしてこなかったというのは事実でございます。ただいまのご質問にありましたとおり、まずは実態調査をして、その結果がどうなるかということのまず第一歩がまず大事だろうと思っております。管内的に見ましてもこの指定というふうなところには、まだほかの町村はないというふうな実情でございます。理由はちょっと、詳細はちょっとわかりませんが、そういうふうなことでございます。そして、まず一番大事なのは自分方がまずは指定に向けて前段の部分は委員会としても取り組んでいきたいと思っておりますが、中には休止状態というふうなところも今現在8つの中にはあるというふうなことで聞いております。まずはその実態がどうなのか、どういういきさつ、現状なのかというふうなことをまず実態をつぶさに検証することが大事だろうと思っております。

ちょっと離れますが、実は今回の東日本大震災の関係で、ちょっと離れて申しわけないのですが、私のすごく興味を引いた記事がございました。それは、うちのほうでも例えば砂原地区であれば岩手県から旧砂原地区に移住してきて、そこで伝統芸能を旧砂原地区にも根づかせたというふうなところもあります。その方が出身地の岩手県の普代村という人口が3,000人おりますが、この普代村の奇跡というふうなことが今回言われております。今たしか普代村の奇跡というふうなことは、人口がわずか3,000人でございますけれども、この防潮堤は高さが15.5メートルあり、全長が130メートルの防潮堤が村人の命を救ったというふうなことでございます。水門も同じでございます。こちら川を勢いよく上がってきた津波をほぼはね返し、小学校を守ったというふうなことでございます。この村は子供たちに聞きますと、普代村の宝は何ですかというふうなことで聞いたそうです。そうしたら、多くの子供たちが神楽だというふうに答えたそうでございます。私は、これを聞きましていろんな意味で感動、感激をしたところでございます。村に自分の愛するものがあれば、

そのためにその関係者は力を尽くせるというふうなことだと私は思っております。私は、これは地域づくり、まちづくりの基本だなど、ある面ではそういうふうなことで思っております。そして、田舎の子供方は都会の子供方から比べれば、私の間違った感じかもしれませんが、どちらかといえばちょっとはにかみ屋なのかなと。ですけれども、誇りと自信は控え目でも素直な心でたくましく成長してもらいたいと。ふるさとの伝統を受け継ぐというふうなことからすれば、これは小さいときからそういうふうなことになじんでもらいたいという、一方そういう考え方もあります。

今山田議員のご質問にもありましたとおり、管内ではまだその指定というふうなことはございませんけれども、やはり実際にその運営が厳しいというふうなことも聞いております。ただ、これは実態を調査しなければ何が問題なのか、お金の問題なのか、後継者の問題なのか、指導者の問題なのか、その辺を検証しながら必要であれば指定というふうなことに向けて努力はしていかなければならないというふうなことで思っております。まず、その前段の検証をきちっとすべきというふうなところからまず入っていくべきかなというふうなことで思っております。今までちょっと検証ができなくて大変ご迷惑をかけたところはありますけれども、積極的にその辺は取り組んでいきたいというふうなことで思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 教育長のほうは、実態をよく調査して、それから対応を考えていきたいと。それから、管内での指定がないということでもありますけれども、管内でないなら森が先にやればいいのかないかなというふうに思っております。

その後、町長のほうにお伺いしたいと思います。今年の夏のまつりinもり、この状況を町長は何台、高いところで拝見していたと思いますけれども、年々山車が少なくなってきたり、それから沿道のギャラリーも相当数少なくなってきたり。二、三年前は肩がぶつかるぐらいが今度まばらになってきたということは実際の目で見ていると思いますけれども、町長これはやはり山車の出ない、要するに郷土芸能でないというのが影響しているのではないかなと私は思っております。

先般、先ほどちょっと教育長も触れていましたけれども、東北地方を襲った3.11の大震災の後にそのお祭りをを行うかどうか最初は戸惑いもあって、休止するということがあったけれども、最終的にはやろうという町も大分増えてきておったようであります。そして、やはり祭りにより今まで培ってきた郷土芸能を披露して、みんなで元気を出そうと、または頑張ろうという勇気づけのことももとにして町を練り歩いたというのがたまたまテレビでも拝見したし、すごく感動した経緯がございます。町長はやっぱりあれのもと、要するに郷土芸能が大事なのです。それで、森町を元気にする、活気ある町にするというのは、この郷土芸能の力も相当数大きいなというふうに思っておりますので、実態調査がどういうふうになるか、こういうふうになるかは別にしましてもぜひ管内でも指定をして育成、

育てていきたい、いっていただきたいなど、そういうふうに思っています。芸能保存団体の方々もいろんな場所で町民に、そして来町者に披露して見ていただくことを誇りに思っているわけで、郷土愛がはぐくむわけでございます。

例えば町長、町長が実行委員長を行っている食KING市の楽市楽座ありますよね。あれの目的もわかりますけれども、これそんな毎月とは言いませんけれども、隔月にこれらの郷土芸能を1つ2つ披露した場合に、その効果というものは相当大きな波及効果があるのではないかなと私は個人的に思っています。ただ物を売ればいい、PRすればいいということではなくて、その町の郷土芸能なるものを一つでも二つでも来町するお客さんに見せるというのも一つの手ではないかなと、私はそう思っているわけなので、町長にお聞きしたいのは森町の郷土芸能の指定、それから継承、そして保存、そして助成支援を避けては通れないのではないかなとも私は思っておりますので、この郷土芸能の指定等々について、町長は総合調査権がありますので、どうぞこの辺について前向きでなくて、もう前進的な構想的でも結構でするので、答弁を願いたいと、そういうふうにあります。

○町長（佐藤克男君） 山田議員から非常に熱意のこもった郷土芸能についての指定、そういうものをどうだというようなお話がありました。私もこんなに森町に郷土芸能があるのかということで、これは私は誇りに思っているのではないかなというふうに思っております。もし指定にするのでも厳しい査定ではなくて緩い査定のもとにこういうものを指定して、そしてやっていくということが大切なことだと。文化財とかそういうものはかなり厳しい査定がありますけれども、このような郷土芸能というのは余り厳しくなく、そしてこれは全部歴史がありますから、ですから私はそういうようなことでやって、また食KING市でこういうものをやっていただいたらどうかということについても非常に僕はいいアイデアだなということで思いましたので、ぜひ次年度からはこういうことも考えていかなければいけないだろうということで、非常にこのたびの山田議員の伝統が息づく郷土芸能ということについて私は賛成をしたいなと思っております。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 2番、山田誠君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先に議長から確認をさせていただきます。今日午前中に前本議員から要求ありました土地絡みの4点の資料、これ請求を当局にするということでもよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、そのように議長として当局に資料の提出を要求いたします。

次に、5、行財政改革（森国保病院）についてに入ります。6番、川村寛君の質問を行います。

○6番（川村 寛君） それでは、行財政改革（森国保病院）についての質問をいたします。

町長から議会に要請があり、行財政改革調査特別委員会が立ち上げられたという認識を持っております。当初は国保病院、特別養護老人ホーム、保育所や給食センターなどが検討課題として上げられておりましたが、現在3事業（さくらの園、保育所、給食センター）については議論を重ね、住民説明会が行われているところでございます。しかし、国保病院については皆無であります。第2次集中改革プランの中では、検討事項例として指定管理者制度がございます。また、同僚議員からの一般質問時や私の3月会議の一般質問におきましても町長答弁では医師の確保が最重要課題であるというふうにしております。以上を踏まえまして、以下質問をさせていただきます。

1、行財政改革で病院についての優先順位は低いのでしょうか。

2、医師の確保についての進捗状況をお知らせ願います。

3、医師の数が医療法の基準に達した場合、病院の今後についてはどのような改革を考えておられますか。

4、医師の数が基準に達しなければ改革は進まないのでしょうか。

5、医師が来ないとなれば医師募集を継続することと思いますが、ほかに選択肢は考えておりますでしょうか。

6、以前住民との意見交換会をされると言っておられました。前事務長に質問したときには、町長のゴーサインが出ればすぐにでも実行可能だと、そういう答弁がございましたが、町長のお考えをお聞かせください。

7、国民健康保険病院運営委員会での会議の流れを知りたいと思いますが、どのような議論がなされているのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○町長（佐藤克男君） 川村議員の行財政改革について、森国保病院についてのご質問でございます。お答えさせていただきます。

1点目の行財政改革で病院についての優先順位は低いのでしょうかというご質問でございます。この3月議会で答弁させていただきましたが、町民が安心して受診できる、そしてだれもが国保病院に行ったら安心だと思えるような病院になってほしい、それが私の願いです。その後に経営、採算性というものが来る。病院については、先に町民が安心して受診できる病院になるということが第一でございます。次に経営の問題と、そのように考えておりますとお答えしております。まだこの町民が安心して受診できる病院になっていない、もしそれがなった時点で次の経営というものについて真剣に考えていかなければ

ならないと思っております。

2点目の医師の確保についての進捗状況についてのご質問でございますが、今年の4月から数名の医師と面接を行いました。残念ながらお断りしなければならない医師もおられました。また、今年度は常勤医師の退職、そして9月から勤務をお願いしておりました非常勤医師が急遽宮城県で勤務するということになり、町民の皆様には大変ご心配をおかけしております。医師の確保に向けては、さまざまなアプローチを重ねてまいりましたが、このたび2名の常勤医師が勤務することが決定しました。1月からは鹿児島県出身の宮原一彦先生、54歳が勤務していただきます。現在宮崎県都市で消化器内科医師として勤務されております。また、来年の4月からは石川周先生、63歳をお迎えすることになりました。現在名古屋市で勤務されておりますが、総合診療医として地域医療に力を注ぎたいという熱意のある先生でございます。医師の確保につきましては、医師の勤務先に配慮する必要もあることから、なかなか進捗状態をお知らせできない状況にありましたことをご理解いただきたいと思います。

3点目の医師数が医療法の基準に達した場合、病院の今後についてどのような改革を考えているか、4点目の医師数が基準に達しなければ改革は進まないのか、5点目の医師が来ない場合の選択肢は考えているのかという質問でございますが、現在常勤医師が3名です。4月からは5名の体制となります。しかし、医療法に定める当病院の医師数は6名でございますので、充足はされません。今年の4月から医師の募集については、北海道を初め全国自治体病院協議会、北海道病院協会、北海道地域医療振興財団等に要請するとともに、民間紹介業者、医師募集サイト等を活用してきました。当町では、一步一步着実に取り組みを進めた結果、このような体制をつくることができました。しかし、ご承知のように北海道は医師不足が続いておりますし、全国的な医師不足はますます深刻化しているのが現状であることをご理解いただきたいと思います。一方、院長先生を初め常勤の先生にはこのような医師が不足している体制の中、頑張っていただいていることにつきましても皆様のご理解をいただきたいところでございます。今後も国保病院の先生と連携をとりながら町民の皆さんが安心して受診できる病院を目指してまいりたいと思っております。

6点目の住民との意見交換会についてのご質問でございますが、現在病院内部でさまざまな議論を重ねております。今年度から院内活性化プランを検討しております。意見交換会の形式等はさまざまございますが、プランがまとまり次第実施してまいりたいと考えております。

7点目の国民健康保険病院運営委員会の会議の流れを知りたいと思うが、どのような議論がなされているかというご質問でございますが、平成22年3月と8月に10名の皆さんと町理事者、医師、看護師長、事務職等が出席し、病院の経営状況、病床数、医師との懇談会等について開催をいたしました。今年度は、医師の確保と看護師の確保を最優先として取り組みを進めてまいりました。その結果、医師については2名採用することになりました。また、看護師につきましても退職者の補充を確保することができましたが、引き

続き努力をしてまいりたいと考えております。今年度このような事情から国保病院運営委員会を開催しておりませんでした。年度内には開催したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（川村 寛君） 私は、単純な質問をしたつもりでありまして、できれば単純に答えていただきたかったのですが、何か前回3月議会での答弁と余りかわりばえないのかなというのが本当のところでございます。

まず、第1点目の行財政改革で病院についての優先順位、これ要は高いか低いかということをお聞きしたかったのです。というのは今3事業、さくらの園と保育所、それから給食センターについてを議論なされているところでございますが、全部大事だと思います。しかし、例えばさくらの園にすれば高齢者、保育所にすれば子供たち、給食センターも児童生徒ということの対象になります。私から単純に考えますと、この病院事業というのは子供から大人まですべてが対象だと思うのです。プラス財政のほうでも逼迫したものがあるので、何でこれが一番先にテーブルにのらなかったのかなというのがまず第1問です。

それと、今の医師の確保についてでありますけれども、2人入ってくれるというから安心したところ、まだ足りないのですね。今回も医師の確保が最重要課題ということをおっしゃいましたが、であれば住民の生命と健康を守るため重点的にという抜本的に改革するというお話がございましたけれども、医師が確保されなければ抜本的な改革もなされないのかというのがお聞きしたかったのです。それできれば具体的にお答えいただきたい。

意見交換会については、プランがまとまり次第と。これもちょっと私からすると、前回町長のゴーサインがあれば今すぐにも実行可能ですよという答弁をもらったにしては、ちょっとこれも後手後手に回っているのかなという気がします。

それからあと、運営委員会については、できれば運営委員会10名で話し合っている、そういう組織があるというのですけれども、その流れというのが全然見えてこないのですよね。何かの形で我々の目に、また目に届くような方法をしていただければありがたいと思うのですけれども、今のところをもう一度答弁をお願いします。

○町長（佐藤克男君） かなりわかりやすく説明したつもりだったのですけれども、もう一度ではお話しします。

なぜ国保病院の財政について触れないか。これは、病院がまだ充実していないのです。さくらの園、それから給食センター、保育所は、これは運営状態が財政の問題を討議するにもできる状態になっているのです。しかし、病院はまだ運営そのものがなされていない。しっかりした状態になっていない。その一番の大きな原因は医師数が足りないということです。医師、本来ならば6人必要な病院であるにもかかわらず、今3名でやっている。そして、夜ぶっ続けで三十数時間も勤務しなければいけないという状況の中で非常にまだ混乱している、そして町民の皆さんにいろいろと心配というか、サービスが行き届いていない。まず、このサービスを行き届かせて、そしてこれは川村議員はもう何十年も森に住ん

でいるわけですからよくわかると思いますけれども、このサービスが行き届かないために森の町立病院には患者さんが来てくれない。非常に悪循環が続いているのです。まず、サービスをよくして、サービスというか患者さんの行き届いた、そういうことができるようになって初めて患者さんが来て採算が合うような状況になるのです。ですから、まずはこの国保病院の運営状態、これは経営ではなくて運営です。運営がよくならなければいけない。患者さんに安全、安心、そしてまた何かあったときにここの病院にかかろうという状況にしなければいけないということが第一なのです。ですから、この財政改革については優先順位はこのさくらの園、それから給食センター、そして保育所の次にランクされています。まず、そういうことで患者さんのサービスがきちんといくようになったら、そうすると来る患者さんも多くなるでしょうし、そうしたらその時点から財政の改革というものが進めていけるのです。物にはやはりすべて順序があるわけです。ですから、その順序を今やっているところであると。その一番基本的なところを今やっているということです。

医師の確保がなければ何でいかないか。これは、もう先ほど来わかりやすく言っているつもりなのですが、お医者さんがいなければ、3名で運営していると、よそからお医者さんを夜勤だとか土曜日、日曜日またはお正月、夏休み、そういうところを全部よそから持ってこなければいけない。非常に綱渡りです。その同じ医師が同じ患者さんにかかれなくなってくると。そうすると、これは患者さんはまた医者がかかったのかということ、またその患者さんについては不満をもたらします。ですから、医師の確保が一番先にくるのです。それからいろいろなものを看護師さんの充実、そして看護師さんの教育、そういうものがやっていかなければいけないと。前の事務長さんも非常によくやってくれたのですが、これが3月でやめなければいけないという状況になって、非常に新しい事務長さんも今一生懸命頑張っているところでございます。プランがまとも次第、このプランもまたこの4月から、前の事務長さんは考えてやってくれましたけれども、また新しい事務長さんになりますからプランのやり直しでございまして。そういうことで、プランのやり直しをしながら今やっている最中だということです。

そして、運営委員会の中身が見えにくいと。川村議員さんにおかれては、この議会のほうの運営になっておられるわけですから、一番私にご存じのことだと思います。ただ、運営委員会はまだ中身、もしあれでしたら見学で今度開いたときに来ていただいても結構だと思います。ただ、今一生懸命の改革を進めているところです。それも暗中模索、この方法、この方法でやってみたらどうだ、あの方法でやってみたらどうかということ、いろいろと今やっている最中でございます。その中において医師2名を確保できたということは、私は奇跡的なことではないのかなと、そのように思っております。しかし、その中においても断らなければいけないお医者さんもおられました。そのようなことで、まだ医師の確保についてはこれからも進めていかなければいけないと、そのように思っております。まずは病院の体制を整えて、それから抜本的な財政改革に入っていかなければいけないと。病院の体制が整う前にこれを財政改革だといってやって、またいろいろなものを詰めたりな

んかして、そして看護師がやめていく、また医師がやめていくというようなことになったら大変なことになります。そういう意味で、今順を追ってやっているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（川村 寛君） 今町長がおっしゃった医師の数が足りない、これはもう新聞や何かでも常に読んでいますからわかることでありますから、なおさら医師が例えば欲しいのに来てくれない、来てくれない間改革もできない。そうしたら、来ない間患者さんはどうするのだという話にもなります。以前同僚議員からもいろいろ話ありましたが、それと同時並行でできないものかというのも私も全く同じ気持ちです。だから、病院の医師の確保が大変なのは十分知っているつもりです。だから、病院の医師が例えば法定規則に足りなければどうするのですかという質問もしたわけです。

それで、1つ、運営委員会云々というのがありました。私、民文のほうでもって運営委員会には入っていません。それ1つあれしておきます。

そして、優先順位の件なのですが、この3事業の後に来るものだというお話ありましたが、例えば給食センターの場合は調理部門だけを委託するということですから、私はこれより上に来るのかなと思うのですけれども、人それぞれの考えもあるだろうし、一番行政のトップに立っている町長のことですから、それに従わざるを得ないのだろうなというのがまだ1つあります。

もう一つは、病院の医師の件なのですが、去年になりますけれども、委員会でもって院長にも来てもらって事務長にも来てもらっているいろいろ話を伺ったのです。そのとき私、素朴な質問をしたのです。病床数減りましたよね。少しは重労働だったという話があったもので、少しは体楽になりましたかという質問をしたら、院長さんがいやいや、私たち1人にかかる時間が長かった分、何にも変わりませんよという話をしていました。だから、私は今も答弁で町長おっしゃっていましたが、医師数が絶対的に足りないというのもわかるのですけれども、では医師来るまでそうしたらその間どうするのという話、町長も3月議会でも私言ったときには川村が聞いている以上に自分のところには話が入っているということで、町民の声がたくさん入っていると思うのです。

1つ、極論としてせつない状況に置かれたお母さんの話なのですが、医師の数が足りなかつたら、私たち夜間専門でもやってもらいたいやという声は何件かあったのです。だから、私は病院の医師確保するまで何も改革もなされないのかという一つに何らかの形でお客さん、さっきから患者さんの安心、安全を守る、生命、健康を守るということをやっていますように私たちもそう思います。安心してかかれる病院が理想だと前から常々言っていますし、病院の皆さんもそれ了解、町長ももちろんそう思っているのしょうから、それ一体何なのかなというのがわからないところなのです。だから、残念だったのは今の町長の答弁であくまでも医師の確保が最重要課題だと、それは十分わかるのですけれ

ども、何回も言うようにそうしたらその間どうするのですかと、このままでいいのですかという話になるのです。だから、同じことの繰り返しになりますから、町長にもう一回私の気持ちを酌んでいただいて、町長の腹の中をさらけ出してほしいなと思って、お答え願います。

○町長（佐藤克男君） 民文の委員長ですから、いろいろといろんな情報が入ってきておられると思います。物事にはすべて順序があるのです。これは、医師が確保できていない状況の中で財政改革ということで進めると昔の国保病院になります。本当にウォシュレットが一台もないような病院で、これほどどこから見てもこんな病院世の中にあったのかなと言われるほど評判の悪い病院になります。また、器械も新しいものも買えなかったら、そうするとこれは医師も来てくれません。そういうものを財政改革というようなことで、そういう状況の中での財政改革は決してやってはいけません。ですから、先ほども言った運営と経営の意味はおわかりでしょうか。運営と経営の意味はおわかりでしょうか。川村議員はおわかりでしょうか。運営と経営の意味、この違いがおわかりになりますでしょうか。

（「一応はわかりますよ、それは」の声あり）

○町長（佐藤克男君） であれば、運営が体制が整わないところで財政改革をやったら、その事業は失敗するのです。まずは体制を整えること、これに力を注がなければいけないのです。それをしないで、そして体制が整っていないところで財政改革ということで進めると、お客様はだんだん離れていきます。ですから、まずは体制を整えること、その一番が医師を確保することです。その間、患者さんはどうするのだと、町民はどうするのだと。これは我慢してもらえないのです。今までは夜何時でも来てやれたのが今は夜すべてを受け入れるような、そういう体制にはなっておりません。これは、町民の皆さんに今我慢をしてもらっているところなのです。それは、これからいい病院をつくるためにいたし方ないと、その間は我慢してもらおうと。そして、その我慢をしていただいた、そして結果医師を確保し、そして病院の体制を立て直し、そしてお客様がたくさん、患者さんがたくさん来る、そしてその中で利益を出し、そして財政を立て直す、これが一つの大きなやり方なのです。ですから、そういう意味で今来ない間は、これはいろんな川村議員からも私は非常にクレームで一緒に行って、亡くなった方のところにも行って謝罪したこともありました。これも今の段階ではいたし方ない状況です。これは将来、必ず医師も足りて、そして来る。先日来た1月から来ていただくお医者さんは、非常に施設が整っている、そしてどこに行ってもスタッフも非常にウエルカムで歓待してくれている、こんな病院で働いてみたいと思いましたということを私にも言っていました。それは、もし財政改革をやって検査器械も入れていない、そして中の人たちも非常に人間関係が悪い、そういうところに医師は来ても雰囲気だけで感じて、そしてこの病院にはいたくないと。しかし、今は徐々に徐々に変わってきて、中のスタッフも非常にゆとりを持ってやっていただいているところなのです。そして、助手の看護師さんのウォシュレットもなかった、そのウォシュ

レットもある、働く環境も非常に整えていって、パーフェクトではないけれども、整えていっている。

それから、先ほどの60床にしたと。この理由は、前の事務長も何度も議員の皆さんにも、そして町民の皆さんにも説明していたところです。確かに院長は、60床になったからといって医師は楽になったかと、そんなことはないですよ。これは、一番の目的は楽になるとかそういうことではなくて、60床にすると看護師さんと患者さんの間が13対1から10対1になって、そしてお金がもらえる、その割合が非常に多くなると、そういう意味で60床にしたわけでございます。その辺のところは、何度かこれは説明しておるところでございます。ですから、楽になるためではないのです。これは、今まで80床があっても五十何床である、それが今は60床になって同じ五十何床または50床切ることもありますけれども、そういうことで今はやっているという状況です。ですから、そういう意味で今病院も徐々に徐々に目に見えてよくなってきていると、お医者さんもずっと3名だったのがようやく4月からは5人になる予定であると。そして、今後場合によっては夜間5時から8時まで診療をしたり、また日曜日の診療も町立病院で全部できるというようなこともあり得る可能性が、あり得るといふか、その方向に向けて今医師の確保、そして中を整えているところでございます。ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 川村議員、いいですか。

○6番（川村 寛君） ちょうど3問終わりました。

○議長（野村 洋君） 6番、川村寛君の質問は終わりました。

次に、6、森町物産の商標登録について、町長の職員向けメールと公文書管理について、森町ホームページの管理運営について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森町物産の商標登録についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、質問させていただきます。

まず、1番目に森町物産の商標登録について。これは、もう既に重複している部分も、前本議員のほうから質問もあった部分ですけれども、一応通告どおりの質問をさせていただきたいというふうに思います。知的財産取得と森町物産品のブランド化が目的と考えられる5件の商標登録について質問させていただきます。

1つ目に、商標登録の目的と成果、商標登録の利用度についてまずお聞かせください。

2つ目に、森町には旧来から一村一品運動などによってつくられてきたオニウシ焼酎、あるいはプルーンワイン、ブルーベリーワインなどの既存の商品についてありますが、それを今後の商標登録を検討しているのかどうか、さらに今後それらについてはどのように推し進めていくのかということをお伺いします。

それと、3つ目に、9月の決算委員会においての答弁で、これは課長答弁ですけれども、商標の運用規程などはつくっていないとされますが、今後それはつくる予定もないのか。先ほどの答弁では、今後つくる予定ではいるという話は言っていますけれども、それにつ

いても再度町長からお聞きしたいと思います。

それと、4つ目に、現在商標登録は森町地域ブランド促進・検討委員会規程によって運用検討されていますが、この委員の構成というのは役場職員のみで、その道のプロのいわゆる生産者が入っていないというのは、私は必要だと思っているのですが、それはなぜそういうふうな状態になっているのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） それでは、松田議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の商標登録の目的と成果についてですが、商標登録については森もりブランドの形成の取り組みを支援し、地域ブランドの適切な保護やブランド価値を高めるため、森町地域ブランドの促進を図ることを目的としております。成果については、現在のところ使用している商標はありませんが、商標登録は10年間権利期間があることから、生産者や事業者と協議を図りながら進めてまいります。

2点目の既存商品の商標登録と今後の取り組みについてですが、オニウシ焼酎は昭和61年、指定商品種類としてオニウシが商標登録されています。その後、平成8年に商標登録権の満了更新時期を迎えましたが、当初に比べ製造販売にかかわる当町の関係も薄くなっていることから更新の手続をとらないものとされています。現在販売量は相当減少しているものと思いますが、長年にわたり森町の特産加工商品として愛飲またはお土産として継続販売されておりますし、一方で世情も変化していることから容器やラベルの調整など製造会社と協議し、再度振興を図ってみたいと考えます。また、商標登録についても製造会社と協議し、その是非を検討したいと思います。プルーンワイン、ブルーベリーワインについては当初より商標権の実態はなく今日に至っております。これらのワインは、商品名そのものであることから商標登録はできないものであり、一定の認知がされていることより現状の販売姿勢の継続を考えております。

3点目の商標の運用規程の策定についてですが、使用形態によりまして条例または要綱の策定について検討しているところであります。

4点目の森町地域ブランド促進・検討委員に生産者が入っていないのはなぜかのご質問でございますが、現在のような役場職員のみでの検討委員会となっておりますのは、商標登録については先願主義であり、従前どおり森町で取得する場合は森町地域ブランド促進・検討委員会での検討を図っております。各団体及び事業者については、個々での対応をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） まず、大体流れは前本議員のほうの答弁でもありましたとおり、重複している部分もあるのですが、そこで私のほうは特に今回問題にしたいというふうに考えているのは運用規程が一切まだないと。9月の答弁の中で、そのとき私聞いていて実は驚いたのです。何もない中でそういうのを、運用規程も規則もない中で運用していると

いうのは考えられないなど。今までの役場では考えられないのではないかと、私はそういう印象を当時、そのとき思いました。そのときは今つくっている、準備はしているという話で、それからもう既に3カ月過ぎていくわけですが、一切まだそういう気配は見受けられないと。

なぜ条例とか運用の規則が必要かといいますと、全然そのやつの要するにそこを設定しないで作業をするということは、要するにいいかげんな仕事をやるだろうというふうには思うわけです。先ほどの運用規則というのがそれぞれあった中で決めているわけです。さらに、実際に今回新宿高野で生かじりですか、生かじりという商標を使った中で売ってきたのですよね。とすれば、もう既に使われているということですよ。そういうその決め方というのは、どうやって決めているのか全く不透明なわけですから、それはどういう形で決められてそういうふうになったのかというのがわからないわけです。規則があって、それに基づいて決まったというのならわかるのです。それがまず第1点目に一番変なというか、ことだと思えます。

先ほどの副町長の問題もありましたけれども、辞職するまでの問題にまでなるわけです。規則違反ということになってしまうわけです。それなのに、その規則もない中でこういう商標登録をしていくということというのは、非常にやっぱり先ほども言いましたようにおかしい運用の仕方、極端に言うとも町長の個人的な意見が反映された中でつくられている、そういうことが可能になるわけです。その規則がなぜ必要かといったら、その暴走をとめるために必要だというふうには私は思うわけです。それに基づいてやっているのなら別に構わないわけです。それがなく実際にもう運用されているわけですから。

それと、商標登録というのは、商標登録自体が目的になっているというふうにも思えてならない。本来であれば、実際にどうやってその商品売っていくかというか、問題は商品が持っている商品力のはずなのです。それに基づいて売っていくという、この商品なら間違いなく売れていくと、商標は後について回るのではないかと私は思うわけです。むしろ私は、商標登録よりもどうやって商標登録するに値する物産品を開発していくのか、その辺に力を入れていくべきだというふうには考えています。その辺を含めて答弁をしていただきたいと思えます。

○町長（佐藤克男君） 松田議員は商店を経営しておるわけですが、あそこに置いてある商品、すべて名前がついております。1つの商品に対して1つ2つではないのです。いろんな名前をつけて、そして商標登録して、そしてその中から1つを選んでいくのです。名前というのは、それほど難しいものなのです。商品力だけではないのです。そういう物の売り方、そして森町の場合では全然森町ということ自体も世間では知られていないのです。いかめしは大成功した森町の一番の商品です。いかめしというのは、これは絵が商標登録されておりますけれども、これは名前だけが走っていっております。ですから、ほかのお店で、今主力でやっているお店もさることながら、よその商店でつくっているいかめしも今売れているのです。ですから、名前というのはそれほど大切なのです。

規則ができていない中でどうのこうのという話がありましたけれども、初めて今森町にはこのブランド化しよう、そして商標登録でもしようかという流れができたところです。今この規則についてもやりながら規則をつくっていかねばいけない中で、これは今職員もこの場合はどうなの、あの場合はどうなのといろんなケースが出てくる。非常に難しいケースなのです。役場が商標登録を持って、そして生産者に使ってもらおうということについて、もちろん生産者が自分のものをネーミングするなんて発想はございませんから、それを私が知っているからこういうことを今初めてしているわけです。決して私のわがままで暴走しているとかそういうことではなくて、こういうことでどうだというようなことで聞いて、そして何人かに、当然申請するのには私の入っていないところで委員会を開いて、そしてそこでこれは申請に値するかしないかということを決めて申請しているのです。決して私の個人的なものでやっているわけではありません。

この町で何十年としてあなたも議員さんをやってきたのだけれども、一つでもそういうことを考えたことはなかったと思うのです。ですから、質問の中でこの商標登録の話で生産者を入れたらという、本当に私にすると何も知らないのだなど。これは、そういう商標登録をするときにはよその者を入れないのです。それは漏れてしまうから。よそにそれが取られるケースだってあるのです。だから、これは自営さんといえども入れないで森町の役場だけでやらなければいけないのです。商標登録というのはそういうものなのです。特許と同じです。それが漏れてほかにいったら、そこがそういうものを出したら大変なことになってしまうのです。ですから、町の中でそういうことを役場の中でそれをしてやると。生産者がやるときには、生産者みずから自分たちでそういう名前を決めて、ではやろうかということをやったものについては、それはそれでいいと思うのです。いかめしは、そういう意味で非常に早い時期にいかめしというその実態を登録、形を登録して、そして大成功した一番の森町の成功例です。決して柳の下ではないですけれども、これはどんな商品でも名前をつける。名前のないものは製品と言われているのです。名前をつけて初めて商品になるという、これはビジネスにおいて最低限知っていなければいけないことでございます。ですから、もう少し議員もビジネスという物をつくって売る、そして名前をつけて売るということについて少し研究なされたらよろしいのではないかと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） どうも話が妙に聞こえてならないのは、商標登録をなぜ役場でやらなければならないのかということなのです。この問題は、民間に任せておけばいいのではないのですか、今の話だと。そして、10年間の商標登録の期間はありますけれども、そして今実際にオニウシの話しましたけれども、実際捨てているわけです、とったにもかかわらず。だから、そういうことをやっている、役場だからそういうふうになっているのではないのですか。それをあえて役場でやる必要がどこにあるのですか。どうも話を聞いて

いると、そうしたら民間、民間と言いますけれども、民間は10年間待っていますか、商標登録してから。せいぜい二、三年でしょう。2年、3年たっているのですよ、もうこれ。実際に物もあるのです。では、それが実際に成果上がっているかといったら上がっていないではないですか。役場だからできるのではないですか、そういうこと。おかしいのだよ。民間の発想だとか、そんなのいつからやって、そんな3年もたって実績も成果も上がらないものに続けていくわけないではないですか。そう思いませんか。その辺どう思っているのか。ちょっと妙なふうな話にも聞こえてくるのですが。

○町長（佐藤克男君） 松田議員は、物をつくって販売するということについてはなかった。できた物を売っているから、そういう質問になるのです。これは、物をつくって商標登録をすると。これは一番最初、物をつくるのと同じくらい先です。そして、これが売れるようになるのには時間がかかるのです。今この商標登録したからといって、すぐ1年、2年で売れるものではないのです。1年、2年で売れるものではないのです。そういう常識的なことが知らないだけなのです。これは少し調べてマーケティングの勉強をしたら、少しはわかってくると思います。今売れているもの、こういうものがすべてにおいてすぐに売れるものではないのです。何年もかかるのです。特に1次産品、そういうものは長いことかかるのです。次に製品にして売る、そういうものについては名前をつけて、その名前自体が消耗品になっていくのですけれども、1次産品とかそういうものについてはそれをつけて時間がたって、そして初めて出てくるのです。その間は地道な活動をしなければいけないのです。ですから、そういうことを少し勉強なさったほうがいいのではないかなと思います。

なぜ役場で。森町でそういう発想を、業者さんでもそういう発想をしてやっていないでしょう。商標登録しているなんて私は余り聞いたことない。今役場でやって、そうするとだんだん、だんだんこれが、ああ、役場でもやっている、だから我々もやらなければいけないと、商標登録についてそういう話も出てきております。今まで我々がやってもただ名前をつけるだけ。でも、これを商標登録にしてやっていくと、これは自分のところのオンリーワンの商品になっていくということで、目の肥えた経営者は森の中でもそういうことをやろうとして今やっております。そういうことがたまたま私は民間出身で、そういうことでやってきました。また、そういうコンサルタントもやっているからこれはできるのです。ですから、そういうこともよく承知おきで、最低マーケティング、そういうものをつくって売る、そういうことについての最低限の勉強をなさってからしないと、そういう質問をすると私は残念だなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町物産の商標登録についてを終わります。

次に、町長の職員向けメールと公文書管理についてを行います。

○4番（松田兼宗君） 2問目に入らせていただきます。2問目は、町長の職員向けメールと公文書管理についてということでお伺いします。

町長は、日ごろ職務遂行上、個々の職員に向けたメールを多用されておりますが、以下質問させていただきます。

町長からの職員向けのメールを公文書だと認識しているのかどうかをお伺いします。

2つ目に、公文書だという認識であれば、当然森町情報公開条例とそれにくつつく形での森町文書取扱規程に沿ったものとして処理されているものと考えますが、具体的な処理方法は行われているのかどうかをお聞きします。

さらに、3つ目に、今年の2011年4月1日に国のほうですが、公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法が施行されております。その中で、第34条において同法のこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が地方公共団体、つまり市町村に課されているわけです。そういうことを考えるならば、早期に公文書管理条例の制定が必要と考えますが、いかがお考えになっているのか。

4つ目に、森町文書取扱規程という内規に基づいた運用がされていると思うのですが。総務課が主にそれをやっていると思うのですが、各課におかれてそれぞれ文書管理がされているのですが、そういう規則があるのです。その運用実態がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 町長の職員向けメールと公文書管理についてというご質問です。

まず、電子メールを公文書として認識しているか、公文書だとすればその処理方法はどのご質問です。森町情報公開条例第2条第2号で公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面及び電子的記録であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。町の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。イ、図書館その他これに類する本町の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているものと定義されております。この規定に照らしますと、電子的に保管されている電子メールは形態上これに該当するものと考えられます。また、電子メールの特性として送信者と受信者の2人以上に同じ記録が残され、常に2人以上の者との間で共有されている状態でありますので、組織的に用いるものという要件を満たすこととなりますので、電子メールは公文書としてとらえるのが妥当であると認識しているところであります。しかしながら、送受信した電子メールは個々のパソコンに保存されているという物理的事情から、その整理、廃棄は個々人の判断にゆだねることになっております。外形的、客観的に管理状況を確認することは困難であるという問題があります。電子メールを送受信した際に紙に出力した上で決裁、収受の手続きを行い、公文書と管理すれば良いのですが、現状そのような手続のないまま廃棄されている電子メールも多いものと思われまます。今後電子メールについて、業務遂行上必要な記録が適切に公文書として保存されるような方策を検討してまいりたいと思っております。

なお、私が全職員に対して毎週定例で送信している電子メールは、一義的には職員に私

の考え、思いを知ってもらおうという目的がありますが、電子メールの内容を他者に伝えることを規制しているものではありません。むしろ職員を通じ、私の考えを広く町民に知っていただくことは大変結構なことだと考えております。このことから、電子メールの内容は広く一般に供しているものと解釈できますので、森町情報公開条例第2条第2号のただし書きの規定を準用し、この電子メールについては公文書には当たらないものにとらえておりますことを申し添えます。

次に、公文書管理法に基づく公文書管理条例の制定と森町文書取扱規程の運用状態についてですが、森町文書取扱規程は町における文書事務の取り扱いについて子細な定めを設けたものでありますが、簿冊の管理等について規程にのっとった処理をしていない部分があるのが現状です。国においては、平成19年5月に起こった年金記録問題等から明らかとなったさまざまな公文書の管理の是正を目的とした公文書管理法が制定されるなど、公文書の適正な管理が叫ばれる中、当町の公文書管理体制が脆弱であることは否めません。つきましては、当町における文書管理業務の問題点を洗い出し、早急な改善を進めるとともに、公文書管理条例制定の必要についてもあわせて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） ちょっとはつきりしないのですが、メールは公文書ではないという認識なのですか。後のほうで何か……

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

再質問。

○4番（松田兼宗君） どうも公文書ではないと。とすれば、公文書でないのとあるというのは、それぞれということはどういう意味なのですか。ちょっとよく理解できないのですが、というのは公文書でないとすれば、受けたほうの職員は迷惑メールだという判断をされても仕方がないという判断するのですか、それは。迷惑メールとして処理しても構わない文書、全部それを処理されるのではないですか、公文書でないとすれば。その判断はどうやって、個々の職員の判断に任せているのですか。それでは管理も何もできないでしょう。それはちょっと納得できません。私は公文書だと思っているのです。だから、何が公文書だという認識のもとに私のほうは今後再質問をさせていただきますけれども、どうもそうだとすれば私はちょっとその部分を最初にまずはっきりしていただきたいのですが、もう一度言いますけれども、受けるほうの職員は本当は見なくてもいいのですか、公文書でないとおっしゃるのでしたら。どうもその辺が理解できない。

先ほども言いましたように、公文書だという認識のもとに再質問を続けますけれども、町長が今言われたように公文書の規定というのは情報公開条例に規定されているとおりです。全くそのとおりなのです。そして、その中で公文書取扱規程というのがありますよね。それに基づいて本来であれば各課において課長が責任を持ってやるのです。やることになっています。そして、主任を置いてその補佐をする形になっています。そして、分類をしてちゃんととじて管理するということになっているのです。そして、決裁の仕方も全部どうやって決裁するか、そして保存年限をそれぞれ決めてあります。そこで聞きたいのは、町長のメールが公文書だとすれば何年の保存とどの分類に入るのか、それをまずお聞かせ願いたい。1年で廃棄するものなのか、そして2年で廃棄するのか、保存しておくのか、それをお聞きしたいと思います。

町長のパソコンには入っているのだとは思いますが、過去3年分の。それは出せるものなのですか、それ全部。例えば情報公開条例で町長のそのメールを見たいと請求を出した場合、それはどの程度残されているのか。請求を出して、当然その対象になりますからね、公文書ですから。それを出すのですか。持っているのかどうか。だから、1年で廃棄するものとして設定しているのなら、もうないものも当然出てくるのだと思います。だから、そういうものを含めてその辺をまず聞きたいということと、各課が行う文書管理がきちっと行われていないところもあるみたいですが、その辺実際にきちっとやっていくのが当然、要するに規則違反を犯しているということを認めた形になると思います。規則違反をしていたと、文書管理できちっと各課がやっていなかったということは、それは、だれの責任の問題なのですかということをお聞きしたいということも含めて、再度その辺はつきりさせていただきたいと思うのですけれども。

それと、公文書というのは、今まで近いところではニセコ町が既に早い時期に制定しています。それは、情報公開条例と一緒に制定した、平成16年にたしか制定しているはずですが、それも含めて各町でそういう公文書の管理について条例をつくっているところの町というのは、それは町民の財産だという認識を持っているわけです。町民の財産である公文書をむやみやたら捨てるという管理の状態をいかにげんにしていたということは、かなり問題ではないかと私は思うわけです。だから、その辺のことも含めてどういうふうな、今後対処していく形になるのでしょうかけれども、この辺をちょっとお答えしていただきたいと。

そして……

(「ちょっとまとめて。何かばらばら、ばらばらしているから、質問をちょっと要点をまとめて言ってくれますか」の声あり)

(何事か言う者あり)

(「出して、もう今。そんな酔っぱらいみたいなあれ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 松田議員、質問続けてください。

○4番(松田兼宗君) わかりました。

そして、なぜそういう条例が必要なのかということなのです。先ほども言いましたように、いいかげんな処理をするのを防ぐため、それで規程ではだめなのです、条例にしなければ。何でもかという、先ほどの副町長の問題で言っているように内部規則違反ですよ、ということを行いました。内部規則違反と同じことだとすれば、町民の目に触れることができない可能性が高いのです。条例だとはっきり法律違反ですから、だからその部分もきちとした形で条例を設定しなければならないのだというふうに私は思うわけです。だから、国のほうでもできましたから、だからそれを踏まえて早急に、検討するとは言っていますけれども、どの程度を考えているのかということ。

さらに、もう一つは、当時森町では17年4月1日、合併の前から本当は設定されている情報公開条例でしょうけれども、合併して17年という形になっているのだと思うのですけれども、その当時と多分というか、ほとんど電子メールというのは対象にして考えていなかったらと、考慮した形で条例は設定されていなかったと思うのです。それとあわせて文書規程も、よく言われるのは情報公開条例と文書管理規程というか、条例というのは車の両輪であるという言い方もされるぐらいなのです。とすれば、その部分も含めて今後電子メールの対処の仕方も含めて条例の見直しをしていかなければならないのだというふうに思うのです。それも含めて今後、先ほど見直していくというふうには言いましたけれども、早急にやっていく必要があると思うので、それをいつごろまでやるのかをはっきりお答えいただければと思います。

とりあえず、再質問はそういう形にします。

○議長（野村 洋君） いいですか。何か確認しなくていいですか。

（「ですから、議長、松田議員に簡潔に質問をしたやつを何問か言ってもらいたい。非常に質問をしてみたり、戻ってみたりということでちょっと言っている内容が私もメモするにもメモできないような状況のお話なので、だからそれをもう一回、何を質問しているのか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 端的にそれでは松田議員、もう一回ちょっと要点だけ項目別で。

○4番（松田兼宗君） まず、1つ目は……

○議長（野村 洋君） 町長はメモをとってください。

○4番（松田兼宗君） メールを公文書だというふうに認識しないと、物によっては違うと言いましたよね。それをどうやって職員が判断するのですかということなのです。単なるメール……

（「余り長くしないで簡潔に」の声あり）

○4番（松田兼宗君） だから、メールの公文書でないかの判断を職員がどうするのかと。

○議長（野村 洋君） 次いってください。

○4番（松田兼宗君） それと、条例の制定の問題ですが、先ほど制定すると言っていた

のですが、いつまでにするのかと。私は早急にすべきだと。実際問題、管理が行われていないわけですから、それを認めたわけですから、それに対してどのように今後対処していくのかを明確な形で答えてもらいたいのと条例の制定をいつまでにやるのかをはっきりしてもらいたい。それとあわせて、情報公開条例と文書取扱規程も見直しをかけていかなければならないのだというふうに私は思うので、その4点ですか、細かく言うと。それを質問したいという形になると思います。

○議長（野村 洋君） 以上ですか。

○4番（松田兼宗君） そういう形になると思います。

○議長（野村 洋君） それでは答弁を。

○町長（佐藤克男君） 私からのメールが公文書か公文書でないかという判断基準ということで、それを聞いているのだと思うのです。私は、先ほどもお話ししましたが、私が全職員に対して毎週定例で送信している電子メールは、一義的には職員に私の考え、思いを知ってもらおうという目的がありますが、電子メールの内容を他者に伝えることを規制しているものではありません。むしろ職員を通じて私の考えを広く町民に知っていただくことは大変結構なことだと考えております。このことから、私の電子メールの内容は広く一般に供しているものと解釈できますので、森町情報公開条例第2条第2号のただし書きの規定を準用し、この電子メールについては公文書に当たらないものととらえておりますということで明確に先ほどお話ししたのです。だから、職員も私のメールが公文書だと思っている人は私はいないと思います。そのくらいのことを知らない職員はおらないと思います。ですから、職員が私のメールが公文書なのか公文書ではないのか、そのくらいの判断はつくレベルの職員が役場におるといことです。これはわかっていたきたいと思います。

それから、条例の改定、これは情報公開条例ですね。この改定については、ご存じのように今IT産業が非常に進んできております。ですから、例えば1年ごと、半年ごとにこの見直しはしていかなければいけないと、私はそのように思っております。ですから、年度末または半期終わった時点、そういうところで見直す必要があると。毎年最低でも1年に1回は見直しをかけて改定していかなければいけないものだと、そのように思っております。松田議員は、ITについては私非常に明るいということで聞いておりましたが、今非常に進んできておりますので、ですからそういうことも踏まえて、おわかりになると私は思いましたけれども、わからない点ありましたら役場の総務にでも聞いていただければ、きちんとわかるようにご説明させていただきます。

以上です。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 答弁漏れだね。松田議員、聞いたことで答えていないところだけ言ってください、それでは。

○4番（松田兼宗君） 職員が見てどうやって判断するのですかということを知っている

のです。印とか何かつけているというわけではなくて、個々の職員に任せているということですか。

(何事か言う者あり)

○4番(松田兼宗君) わかりました、再々質問で。

○議長(野村 洋君) 再々質問で。

○4番(松田兼宗君) そうしたら、いろんなメールを何通かもらっている、私の目に届く範囲のものも何通かもらっているわけですが、その中でちょっとほかの人のいろいろなことを書いている部分があるのはちょっとまずいので、私自身のことについて、私は誹謗中傷されているというふうに思っていますけれども、10月26日に全職員にメールを出しています。その中身で、広報委員会の問題でその中で言っているわけですが、広報委員会には私を含めて議会の推薦として2名、小杉議員と私が出させていただいていることになっています。その中で、終わった臨時議会の中でやりとりが、広報についてのやりとりの中での触れている部分があるのです。皆さん方は忘れていた部分もあると、見ている人も見えていない人もいますので、その部分を触れさせていただきます。それが公文書なのかどうかをまずこの部分を聞きたいと思っておりますけれども、そこをちょっとぼっと読みますと、補正を組むために町側から開催を請求したものと。しかし、開会冒頭に動議が出され、広報の件で質問とのことでした。これには議長も知らなかったのか慌てておられたようです。広報については、議員側委員からの要請で委員会を開催させているにもかかわらず質問が出されました。この質問を受けるかどうかを起立によって採決をとったのですが、何と議会側から広報委員会に委員として出席している議員まで起立したのです。この質問は、議会側から出された委員では用を足せないから質問をすると言われていたようなものと。そして、その議会側委員が起立するということは用を足せないということのみずから証明したようなものです。何と情けないことか。緊急で質問をするような内容でもありませんでした。要するに嫌がらせですというふうなことが書いてあるわけです。これはどういうことなのですか。こういうことを書いているのを公文書と見ないと判断するのかどうなのか。私はこの場をかりて、私に対する誹謗中傷だと思っておりますけれども、この場をかりて答弁を、それに対して答えを返すとすれば、いかに町長が広報委員会なりを理解していないかということなのです。まず、この中で述べていることは議員側委員からの要請で委員会が開催された。まず、議会の推薦であって議会の意見とか意向を伝えるために広報委員に選ばれているわけではありません。そこからすると、議員側委員という言い方がまずおかしい。それと、実際問題として確かに私は委員長に、委員長の人が権限持っていますから、広報委員会は、その委員長に電話を入れて、その部分問題なのではないかと、委員会を開いてほしいのだということは言いました。だけれども、そのほかに一般の町民から、2名の方からそういう話が来たのだという話があって委員長は開いているのですよ。何も議会議員の私のほうからあったから開いたわけではありません。まず、その辺を勘違いしているということ。

それと、これも何度も言いますが、議員……

(「ちょっと休憩で」の声あり)

○4番(松田兼宗君) いやいや、そうではなくて、これは非常に大事なことなのですよ。

(何事か言う者あり)

○4番(松田兼宗君) いやいや、そうではなくて、この辺についてのことを議論をするつもりはありません。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 町長、再々質問の途中ですから、まず聞いてください。

(「再質問じゃないのね」の声あり)

○議長(野村 洋君) 再々質問の途中ですから。

(「3回目ですよ、これ」の声あり)

○4番(松田兼宗君) だから再々ですよ。

○議長(野村 洋君) 再々質問ですから、ちょっと聞いてください。

○4番(松田兼宗君) その中で、だから議会側からというふうに言うのですが、そうしたらあえて議会側から出ているのだとすれば、では町長側と理事者側の委員がいるという前提のもとでしゃべっているのだと思うのですが、そうしたら広報委員会の決定事項というのは、町長の書いた文章はおかしいということで全員一致しているのですよ。とすれば全然成り立たない。そういう意味で、議会側とか町長がという対立的な考え方は成り立たないわけです。だから、そういうような間違った考え方、そしてあくまで議員側からどういう意向があったと。議会側の意向でずっと動いているのだというふうな認識を持っておられるようですが、私としてはあくまでも議会の推薦なのです。議会の推薦で私個人の自由意思によって出て、そして発言をして、おかしいと思うからおかしいと言うのですよ。議会のバックについている話では全くありません。それをまず勘違いしているということ、その辺をまず訂正してもらいたいと思っている部分もあるのですが。

それと、議会側が賛成したと、緊急質問に対して。議員というのは質問をする権利を持っているわけです。それをとめる権利は、ほかの議員にはないのですよ。その辺ちょっと勘違いしているというか、議員のことも議会のこともよく理解していないのではないですか、町長は。だから、その辺をもう少しわかって勉強していただきたいと。もう3年過ぎているわけですから、それを含めて私はこの場をかりて反論する形になるのですが、今書いていることに関して全く事実誤認、事実とは、私の認識とは全然違うことが書かれているわけです。これを誹謗中傷と私は言うのです、普通。こういう誹謗中傷のことを全職員にメールを出して、そしてこれは公文書でないのだという判断がどうやってするのですか。書いていないわけでしょう、そういうようなことは。それをはっきりさせる必要があるのです。公文書と書くべき内容だと私は思っていない、こういうことに関しては。確認もしていないですよ、私に。そういう話をなぜ書く前に確認しないのですか。だからおかしいと言っているのです。それは森町広報で書いていることも同じです。そういうことを書

いているわけです、平気で。だから、そういう場ではないのですよ。だから、公文書でこういうことを書くべきではないということは当然だと私は思っていますけれども、それを先ほども言っているように職員に任せるような話を言ってしまうと、全然町長の伝えたい意向なんて、来た時点でもう見る必要もないということでしょう、公文書でないとすれば。町長のたわごとを聞いている時間あるのなら、別な仕事できますよ。そういうことなのです。だから、そういうことがちょっとわかっていないのかなというふうに思っていて、もう一度本当に公文書でないと判断をするのですか。

もう一回、何回も言いますけれども、公文書でないとすれば職員はだれでも聞きませんよ。町長のメールは読みもしないですよ、来た時点で。それでいいのですか。それについて最後に聞いて再々質問にしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 公文書か公文書ではないかということ、先ほども言いました。これは公文書ではありません。ですから、普通最低公文書というのはだれかの決裁の印鑑だとか、そういうサインがあるものです。議員を長いことやってきた人として、そのくらいのことは知ってもらいたいと思います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛にお願いします。発言中でありますので、静粛をお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 傍聴の方もおられますからあれですけども、この方が議会運営委員長ですよ。普通は、ああいうことをしたら議会運営委員長がおさめるのが普通ですよ。私は、非常に議員の……

○議長（野村 洋君） 町長、答弁をお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 議員の皆さんに、本当にこういう人を議会運営委員長にしていること自体、日本共産党の人間だからと私は言いません。でも、こういう人間、何回言っても聞かない。こういうことをやるというのは皆さん、私は本当に議会運営委員長についてよく考えていただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） 町長、それは議題外でございますので、発言は……

○町長（佐藤克男君） では、もう一回始めます。松田議員が言っているのは、私は電子メールは、私からの職員一斉のメールについては公文書ではないと判断しております。また、役場の人間も公開条例からいっても公文書ではないという判断をしております。それを読む読まないは、それは当然職員の勝手でございます。読んだほうがこれはいいと思う人間もいるかもしれませんが。読まないほうがいいという人間は読まないかもしれません。これについては当然のことでございます。

そして、広報委員会でのお話、私は議会から送られてきた人間、これは松田兼宗さん、そして小杉さん、そして加藤さん、議会から送られてきたのです。それは、あなたが断る断らないは別にして、あなたは議会から送られてきたことだけは確かです。あの条例に議会から送ると書いてあります。私が反対した、これは憲法違反にもなるよと言った理由は

書いてあります。よくそういうものを読まれたらいいと思います。あなたは議会から送られてきてあそこに委員としているということだけは間違いないのです。

そして、ここでたしか東議員が動議をかけて会議が行われました。私は、その席で広報委員会に行っている人間、その人間、まだ結論も何も出ていない状態の中で……

(「議長、もう答えはもらいましたんで、あと答弁は必要ないんで、打ち切ってもらってください。公文書でないことはわかりましたので、再々質問でそれを聞きましたから、それは回答をもらいましたんで、あとの答弁は必要ないと思います」の声あり)

○議長(野村 洋君) 町長、質問者が申しておりますので、ここで降壇をお願いします。

○町長(佐藤克男君) いや、だって私間違いは、傍聴の方もいるのです。ちゃんとこの件については、私は話す義務があります。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) ですから……

(「町長、わかった」の声あり)

○町長(佐藤克男君) わかった。だから話しするからね。それは、あなたは広報委員会に行っているわけですから、私は立つのか立たないか、それは勝手でございます。でも、私はそういう広報委員会に行っている人間、我々が今討議している最中だと、だから立たないというのが正式な議員としての態度だと、そのように思っております。やはりそういう基本的なことを私はおわかりにならないと、非常に残念だなというふうに思っております。このことについては、やっぱり職員にお知らせして、そして職員がどう思おうがそれは職員の勝手でございます。ですから、そういうことについては私は今後も発信していかうと、そのように思っております。

以上です。

○議長(野村 洋君) 町長の職員向けメールと公文書管理についてを終わります。

次に、森町ホームページの管理運営についてを行います。

○4番(松田兼宗君) 続きまして、3問目ですが、森町のホームページ管理運営についてということでお聞きします。

平成12年より開設された森町のホームページは、年々閲覧者が増加傾向であるというふうにされています。そこで、ホームページの管理運営についてお聞きします。

1つ目に、現在のホームページの管理運営がどのようにされているのかをお聞きします。

2つ目に、今後早急にホームページ運用管理規程や運用要綱、さらにはホームページ版の広報委員会ともいうべき町行政の民主化に寄与するような適切な運営を目指す町民の意見を取り入れるためのホームページの管理委員会の設置が必要だと考えますが、いかがか。

そして、3つ目に、また今後のペーパーレス化などによる経費削減を推進する意味において町民のホームページ閲覧頻度の向上が必要だと考えていますが、その対応策を考えているのか。

4つ目に、さらにホームページが町民参加のツールとして今後活用していかなければならないと私は思いますけれども、その可能性を、ホームページが持っている可能性を理解しているのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

○町長（佐藤克男君） 森町ホームページの管理運営についてのご質問でございます。

森町のホームページは平成12年10月より開設しまして、現在の形になりましたのは平成22年7月であります。ホームページの管理運営の方法としましては、全ページの構成、デザイン等は総務課情報管理係で行っています。各ページの更新方法については、一部担当課で入力更新を行っていますが、多くは所定の様式に更新内容を記入しまして各課で決裁の後、情報管理係へメールで依頼するという形をとっております。

2点目の運用管理規程及び管理委員会の設置についてですが、現在ホームページに関する運用管理規程はございませんが、掲載内容については口頭または庁舎内ポータルサイト等において各担当課に周知しているところです。これまでは、このような運用方法で特に問題等は発生しておりませんでした。必要に応じて規程等の作成を行ってまいりたいと思います。また、ホームページ管理委員会の設置については今後の検討課題とさせていただきます。

3点目の閲覧頻度の向上対策についてですが、ホームページにつきましては町からのお知らせなど情報伝達に欠かせない有用なツールの一つであると考えております。不定期ではございますが、デザインのリニューアルや動画の配信等を行うなど創意工夫しながら閲覧数向上を図ってまいります。また、内容のリフレッシュも随時図っており、過去に作成しておりましたホームページから引き継いだデータの見直しを行う予定となっております。

4点目の町民参加ツールとしての可能性ですが、ホームページを通じて町民の方が参加でき、活用できる可能性があることは十分に理解しております。住民アンケートや簡易的な申請申し込みを初め、緊急時の防災情報等、数々の例が挙げられます。これからは、家庭にパソコンがなくても携帯電話の普及により、いつでもどこでも情報の発信、受信がこれまでより多くなっていくと思われれます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） まず、当初委員会の中でホームページの問題について話されたわけです。その中で、平成12年から開かれてもう既に11年たっているという中で、私も実は驚いたとしか言いようがないのですが、ホームページをこれだけ11年もやっっているが、それをどうやって運営していくかという規程も何もないと。これは先ほどからも、最初の1問目、2問目の質問でもあったように条例制定が全然なされていないということは考えられないかと、11年もほったらかしに置いていっている。それ自体、先ほど当初言っているように勝手な運用をされている、極端に言うとその可能性が十分あるわけです。それを今までなかったことを、早急につくるという話は言っていますけれども、それをまた本当に早急につくらないと大変なことになるのではないですかと私は思っています。

さらに、それをやらないと、そして町民の利用をどうやって向上させるかということになると、今のホームページの状態というのは一方、一方向なのです。情報発信だけ。それも偏っている。各課の職員がどれだけ認識しているかは、私のほうでは知りませんが、どれだけそれを利用するかを考えていかなければ、それこそ経費の節減につながるわけですから、それを早急にやるべきだというふうに思います。

それと、それを今後どういうふうに考えているかということと……

(何事か言う者あり)

○4番(松田兼宗君) ごめんなさい。早急にやっていただきたいと。

それと、その中には当然町民を交えた中での町民の意見を聞かなければならないわけですから、そういう場をつくることを考えなければならないのだと思います。先ほどの広報委員会の問題についてもそうですけれども、広報委員会というのは、あれは言うなれば画期的な書き方をしているのだと私は理解しています。というのは、どういうところかというと、先ほどの質問の中で言いましたように町行政の民主化に寄与することを目的としている。ですから、広報委員会というのを設置しているというふうに書いているのです。当然ホームページも運用する上で、町民の意見を民主化された中でホームページも運用していくことを考えるべきではないかと私は思うわけです。

そして、先ほど一方、一方向の発信しかしていないということを言っていますけれども、先ほどちょっと議論に弾みがつきましたが、町長の意見の食い違いとか多々あるわけですが、そういう場を例えば掲示板の設定をする中で、その中で議論をする場をつくったらいいのではないですかと私は思っています。それでないと、町長のほうは職員にメールも出せますし、ホームページあるいは町の広報を使った形で月1回とか不定期で幾らでも出せるのですが、例えば町民のほうはなかなかそういう意見を吸い上げるといった場がないわけです。とすれば、そういう掲示板をつくるなりをした中で議論をする場をホームページ上でつくったらいいのではないですかと考えていることに対してどう思うのか。それを議会のこの場で議論していることを含めてバーチャル上で、ホームページ上でそういう議会をつくって、その中で今みたいような議論をやるべきだと。それで、どうもお互いに話ししていると話がかみ合わない状態で終わっていますから、そうすればバーチャル上でそういう議会をつくって、掲示板でもいいですけども、それは当然匿名ではだめですよ。実名ですよ。それで議論をする場をつくってはいかがと私は思うのですが、それも含めて今後ホームページの運営をさらにより良い町民のためのものにするために考えていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○町長(佐藤克男君) 12年もたって勝手な運営をしているというご批判でございますけれども、あなたも前は議員だったはずですよ。その間、何をしていたのでしょうかね。私は、その辺について非常に残念だなと思います。この条例等そういうものについてのことは、今国のほうで大きく管理をして、その国の指示のもとで各自治体がホームページをつくって今動いているところですよ。ただ単に勝手なものをつくれるわけではありません。ですか

ら、そういうものをもとに今役場の中ではこのホームページをつくっております。

情報発信だけということなのですが、双方向にした場合に自由にこの中に入ってくる。今はハッカーもおりますし、またいろんなところから侵入してくるということについては非常に危険なことでございます。役場の中には、いろんな個人情報も入っております。そういうものを考えたときに、簡単に双方向でやるということについては問題があるかと、私はそのように思っています。

バーチャル上での議会ですけれども、私バーチャルで議会をやるというのも一つの方法だと。でも、その前にやらなければいけないのは、まず議会の様子を町民の皆さんが見れるようにテレビでこれをライブで放送するというのも、そのほうが先ではないのかなということも私はそのように思っております。バーチャル上の議会よりも現実のこの議会の様子、そういうものを町民の皆さんに知っていただくような形が私は先ではないのかなと、そのように思っております。今必要にもなってきたということもあります。町での国からの規制の中で町で条例をつくらなければいけないかどうか、これについては検討する必要があろうかと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） ちょっと確認したいのですが、国からの規制ってあるのですか。国からの規制なんてないでしょう。町長、何か勘違いしている。何もいいかげんに運用しているなんて言っていないよ。ただ、条例も規則も何もつもらないで運営しているとそういう危険がありますよということを言っているのですよ。それは文書管理規程の問題もそうですし、最初の商標登録の問題の規程もそうです。そういうのもない中でやっているのは、何かの問題が起きたときにだれが責任とるのですかと。だからつもらなければだめでしょうということを言っているのですよ、その前に。問題が起きる前に。だから、実際に運用を適当にやっているとかなんて言っていないよ。その辺ちょっと勘違いしていらっしゃるのではないかなと思います。

それと、国の管理、指導というのですか、そういうものなんか聞いたときないですけれども、ちょっとその辺、担当の職員に聞いたほうがいいと思うのですけれども、ないと思いますよ、それは。

それと、バーチャル上よりも議会の、今ちょうどいいことを言ってくれたなと思って聞いたのですが、最後のほうにテレビ中継をやるべきだと。とすれば、当然その部分に関しては予算の裏づけがないとできません。議会のほうは、その辺は議論しています。今まさに早急にやりたいと、やったほうがいいのではないかと、町長の意向だとすれば。早急に来年度の予算でもつけていただきたい、あれば。その辺で、ちょっとこの場をかりて含めて答弁していただきたいと思えます。

○議長（野村 洋君） 国からの規定があるかないかということについては。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、国からの規制等というお話で松田議員から

ございました。規制ということではございませんけれども、議員ご存じのように国は電子政府、あと地方自治体にあつては電子自治体の推進ということで総務省を中心に施策展開していると思っておりますが、その中で電子自治体を形成するに当たってのガイドラインというものが総務省から示されておりました、セキュリティーの問題等々、その指針ですね、ガイドラインですから。それが示されておりますので、それに基づいて、それに倣って当町もセキュリティーポリシーを形成するとか、そういうことで進めておるところでございます。町長からの答弁あつたとおり管理規程等についてはないわけでございますので、議員ご心配のように早急にこちらも検討しながらつくっていかねばならないものと考えてございます。

○町長（佐藤克男君） 松田議員から映像での実況中継という話で、費用がかかるけれども、それを予算に入れたらどうかというお話がありました。ぜひ私はいいことだと思っておりますので、それは来期の予算に入れて、そして議会の中がどのような討議をされているのか、きちんとした姿勢で物事をやっているのかどうか、そういうものが多く町民の皆さんに見えるようになるのは非常に私はいいことだなど、そのように思います。何とか担当課とお話しして、そして予算をつけたいと、そのように思います。

以上です。

○4番（松田兼宗君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時46分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、7、災害（地震・津波）等に関する住民の意識調査について、14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告書に基づきまして一般質問いたします。

災害（地震・津波）等に関する住民の意識調査について。今年の6月28日開催の総務経済常任委員会で3.11に発生しました東日本大震災時の検証作業の一環として、町内全戸を対象に住民の意識調査を実施し、今後の防災行政に反映したいとの説明がありましたが、以下について伺います。

①としまして、調査対象戸数は何戸であつたのか。そのうち回収戸数は何戸でしたか。また、回収率は何%でしたか。

②について、意識調査の結果、どのように検証されたのか。また、どのような内容が防災計画に反映されるのか。

③といたしまして、防災意識の高揚のため調査結果を議会へ報告したり、広報もりまち

を通して町民へお知らせすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 東議員のご質問にお答えさせていただきます。災害等に関する住民の意識調査についてということでございます。

1点目のご質問についてですが、調査対象戸数は4月1日発行広報もりまちを通しての折り込み戸数7,503戸が調査対象戸数となっております。回収戸数は、提出期限である8月1日以降に回収しました分も含めて全体で116戸です。回収率については、調査対象戸数7,503戸に対し調査対象回収戸数116戸で割りますと大変低い率ですが、約1.5%の回収率となっております。

2点目の調査結果の検証については、大きく分けて2つの方法で検証しています。1つは、割合で算出したものともう一つは個々の意見から抽出し、それぞれに検証したものであります。また、防災計画に反映された件については、町民から出された意見を謙虚に受けとめ、地震津波避難計画策定に反映させるため具体的なハザードマップ、広報活動、各地域における避難場所、避難方法等に検討を加えていきたいと思っております。

3点目のご質問についてですが、本来このような意識調査は調査の目的のみに使用するもので、今後の防災対策等において町民の意識や実態を反映するため、あるいは参考とするためのものと考えております。しかしながら、議会への報告や町民への周知も大変重要なことでありますので、今後十分検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問はありますか。

○14番（東 秀憲君） ただいま町長から住民の意識調査結果の答弁がありました。調査対象戸数は7,503戸、そして回収戸数は116戸、回収率は約1.5%という内容でした。私は、3月11日あれだけのたくさんの犠牲者を出した重大な東日本大震災の教訓を生かすような、そのような住民意識調査にまとまるのかと、そのように考えておりました。しかし、たったの今の報告ですと116戸、約1.5%という、そういう回収結果には大変残念に思っております。6月28日の総務経済常任委員会で同僚委員がこの意識調査の提出、回収は任意だけでなく、ある程度義務的に全世帯に提出させるようお願いすべきだと、あるいはまた町内会の活用もすべきだと、そのような貴重な発言もしておりました。この意見が私は大変貴重だと、そのように感じていました。それで、意識調査を進めるに当たって町長はこれをどのように受けとめて臨んだのか、その辺を伺いたいと思っております。

また、先ほども町長の報告にもありましたが、余りにも低い数字で重要な防災計画の見直し、それには民意が生かされないだろうと、そのように思われてなりません。また、どうしてこういう低い数字、こういう低い結果になったのか、それを検証したのかどうか、その辺も伺いたいと思っております。これからでも遅くはありません。対策を検討して再回収に努めるべきと考えますが、その辺の答弁をよろしく願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 今東議員から7,503戸に出して116戸とは余りにも低いではないかというお話でございました。実際問題この戸数であれば、1.5%の戸数であれば、これは意

識調査の結果として出せないというふうに私なりに思っております。総務委員会でそのような意見があったにもかかわらず、手を下していなかったことについては残念だなというふうに思います。この中にはいろんな検証が、この結果では検証はできません、正直な話。東議員のおっしゃるように再度やって、今度はもう少し回収率が上がるように、例えば10%、20%の回収率、最低でもそのくらいになるようにもう一度やって再回収もこれはやるべきだと、そのように思っているところでございます。本当に申しわけないと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（東 秀憲君） それで、私なりに考えてみますと、今回の調査表はいろいろ問題があったのではないかなと、そのような気がしております。まず、調査表の中には提出は任意でもいいと、まずそういうような記載もありました。これであれば、出しても出さなくてもいいだろうと、そういう判断がされるだろうと、そういうふうな認識をしております。それから、調査表を役場本庁、支所、そこへ直接持参しなさい、こういうようなことではなかなか足は遠のいてしまいます。それから、調査表を郵送してくださいと。役場のほうから協力を依頼したにもかかわらず、切手代は有償だと、自分持ちだと、こういうことではやはり調査表の提出は少なくなるだろうと思います。そういうのから判断しまして、私なりにやはり防災計画策定のためには多くの町民からの回収、そして民意を生かすことは大変重要課題であるだろうと、そのように認識しております。災害に関する調査ですので、役場一丸となって全職員に手分けしながら、最低でも海岸の避難地区の家庭を訪問して再回収すべきと考えます。その辺、町長いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 今東議員から縷々ご指摘がございました。その点も踏まえて私は再回収に、今役場の職員というお話もありましたけれども、そういうことも含めてもう一度これは調査をするべきだと、そのように思っております。ありがとうございました。

○14番（東 秀憲君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 14番、東秀憲君の質問は終わりました。

次に、8、尾白内町有地の利活用について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

○3番（宮本秀逸君） 尾白内町有地の利活用についてでございます。

尾白内町にある町有地の一部1013番地の2の売り渡しをめぐり、事務手続上のミスがあったとして副町長が辞任するという残念な結果になりました。以下、伺います。

1つ、既に分筆された土地は今後も売却を続けるつもりですか。

1つ、一帯は農振地域でもあり、既に一部は農地や農業用倉庫として利用され、また生活改善センターもあります。周辺の土地、町有地でございますが、を含め今後どのような土地利用を考えておられるのか。

以上、伺います。

○町長（佐藤克男君） 宮本議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご質問ですが、尾白内にある町有地の売り払いにつきましては、議会定例会9月会議及び森町議会全員協議会においてご説明させていただいておりますが、既に分筆した土地の売り払いにつきましては事務手続上のミスが判明しましたので、一たん中断し、白紙の状態に戻すことといたします。今後の売り払い予定につきましても今のところは白紙の状態であります。まずは、同じ事務手続のミスをしないよう一定の基準を持った要綱の整備について早急に対応した上で、今後の予定につきましては協議してまいりたいと考えております。

2点目の質問ですが、この尾白内町の町有地につきましてはご質問にもありましたとおり、農機具収納用のD型ハウスや近くには生活改善センターもあり、農業振興計画区域内に位置しております。今後の利活用につきましては、1点目の質問にもありました分筆した土地の売り払いにも関係してきますので、慎重に協議していきたいと考えております。農業振興計画につきましては、農林課において見直し作業を行っている最中であり、この見直しの結果も踏まえ、整備予定の要綱とも照らし合わせた上、今後の活用方法について一から協議が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） 土地の利活用でございますから、地目が何になっているかということが非常に大事な問題になってこようと思います。そこで、担当課で結構でございますから、この1013の1、2、3、4、5の地目と変更になった場合はその変更になった日付、理由、それをまず1つお聞かせください。

それから、先ほど来、防災に関する質問が幾つかございましたけれども、尾白内生活改善センター、恐らく避難所になっているというふうに思います。この防災に関する新たな指針については、12月の中ころをめぐりに策定していきますというお話が前回の議会のときもございました。恐らくちょうどその中でございますから、ほぼでき上がっているものだと思いますけれども、避難所でありますから当然のごとく避難するために歩いてくるよりも車で来るみたいなことも考えられますので、駐車場の整備とかそんなことも当然防災の担当の方は考えていらっしゃるのではないかと思います。そして、駒ヶ岳に最も近い地域でもございますので、余計そんな心配がございます。今の私の前の質問にも防災の話がございましたけれども、今年非常に注目されたのは想定外の津波や災害が起き得るというようなことなのです。想定外の津波や災害が起きると、それがいつの間にか忘れてしまわれれば、これは何にもならない話でございますから、そんなことを、想定外を想定しますと、やはりあの場所は何らかの何があっても対応できるような、そういった対応も考えておかなければならない、こんなふうに思います。例えば噴火したと、あるいは津波が来たと、自衛隊の要請もしなければならぬと。そうしたら、どこに自衛隊が駐屯するのだというようなときに、場所がなかったらどうしようもありません。そこは、やっぱり町有地の働きだと思っております。そういった意味で、やっぱり何らかの形で整備しておかなければならぬ

と、利用できる状況にしておかなければならぬと、これが1つでございます。それには駐車場の整備も必要だと、こんなふうに考えております。

それから、もう一つは、あそこに既に前回も話があったかと思えますけれども、農業用倉庫がございまして、地域の方々がもう既に何十年も前から利用されております。町の財産でございますから、町の管財としてどのようなやりとりがあつて、それから管理がなされておつたか、そのやりとりの内容はどうかであったのかというようなこともお聞かせ願いたいと思えます。財産管理の面からその点をどのようにしてこられたかということをお聞かせ願いたいと思えます。

まず、それだけお聞きいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

まず、1点目。

○総務課長（木村浩二君） 地目の点につきましては、私からお答えさせていただきます。

まず、売買が行われた土地につきましては、地目につきましては宅地になってございます。そのほかの3筆を分筆した部分につきましては宅地から、もともとが宅地でしたので、宅地から原野に地目変更をしたというところがございます。理由につきましては、現状を見まして法務局との協議にもよりまして原野に該当するのではないかとということで地目変更をしたところがございます。

それから、3点目の質問ですが、D型ハウスの土地管理のことだと思えますが……

（「1は何になっていますか。1番は何になっていますか、地目は。1番も林野だった。」の声あり）

○総務課長（木村浩二君） 1013番地は、もともとが宅地でございます。ですから……

（「そうしたら、1は」の声あり）

○総務課長（木村浩二君） 宅地のままです。

（「宅地ですね」の声あり）

○総務課長（木村浩二君） はい。

それから、D型ハウスの土地管理の件でございますけれども、ここの賃貸借の件につきましては契約上も何もしていないということになってございまして、今後につきましては持ち主のほうの方と適正な契約なりを結んで管理をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 2点目について。

○防災交通課長（久保康人君） 防災施設の避難場所の件についてお答えさせていただきたいと思います。

議員のご質問の尾白内地区の避難場所でございますけれども、尾白内地区においては世帯数も多い関係上、避難計画は町民体育館を予定してございます。尾白内南部は総体的に入れない、言うなればオーバーフローする場合には、各入れない、言うなれば赤井川から濁川から沼尻までありますけれども、そういう場合には対応する。基本的には、ですから尾白内地区については今現在町民体育館を受け入れ場所というふうに考えていますので、駐車場の整備とかは今のところは毛頭考えてございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、答弁漏れいいですか。

○3番（宮本秀逸君） いいです。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） 現況を見たら原野だから、3、4、5については原野にしたということですね。1番は宅地のままと。私どう見ても1番は宅地に見えないです。宅地には見えませんね。だから、農林課と相談したいというお話でございました。21年当時だって今だって全く変わらない状況であそこはああいう状況だと思います。だから、その理屈が当てはまらなくなってくるのです。現状は農地ですから、あそこは。道路からこっちは。道路から森側。だから、前回1番の質問のネックになったのは4,998.33平米だから、意図的でないのかというのが議論的になりましたよね。そして、そこだけが当の買い受け人が登録した後に、所有権移転した後に今度は地目変更をその後に行っているのです。その後に行っていますね。私の資料によりますと、日付からいきますとその後なのです。そうしたら、悪く考えたくなくてもそうなるのです、町長。そうではありませんか、時系列的に見ても。そして、片やだれが見ても農地ですよ、半分は。1013の道路から森町側。それはそのまんま、宅地のまんま。あそこ宅地に見えますか。

そして、改めて伺いますけれども、宅地の場合と原野の場合と、今は町有地ですからそんなことはないでしょうけれども、一般的に考えて税務課の方に伺いますけれども、固定資産税どういうふうになっていきますか。整合性とれなくなってくると思うのです、私は。今は売る気持ちはないと町長おっしゃったけれども、将来的に売買した場合に、町で必要ないからと、あるいは周りから求められて売買した場合に、片や農地で売買したとします。現状がそうですから。農林課で恐らくこれは農地にしなさいという話が出てくるかもしれません。あるいは、今のまんまでまた別な方向が出てくるかもしれません。それはわかりませんが、例えばの話です。農地で売買した、こっちは同じ筆を、1013という筆を宅地で売買した。坪5,000円で売買したという厳然たる事実があります。そうしたら、農地坪5,000円で売りますか。同じ筆ですよ、これ。絶対に無理だと思います。ですから、ある程度どこかで鬼になってでもこれはやっぱりきちんとしなければならぬと思います。ですから、午前中の質問にも関係するかもしれませんが、副町長がやめられたと。それは、い

ろんないきさつもあつたでしょうし、町長のおっしゃるとおりかもしれませんが、こうい
ったことを考えますと、これは果たしてだれが考えられたのかわかりません。現にさつき
も言いましたように時系列的には買い受け人が登録した後に、所有権移転した後に地目変
更がなされておるわけですから、これは意図的と言わざるを得ない。そうですね。それ
で、税務課の方にそこら辺の林野の場合と宅地の場合、一般的な話で結構でございますか
ら、どういう評価されるかということをもまず1つお聞きしたい。

それから、防災上で今久保課長から駐車場は考えておりませんという話がありました。
あそこは、地域の会館として活用されておりますし、例えば葬儀もございます。先般もご
ございました。そうしたときに駐車場がないのです、あそこは。町長はご存じだと思います
が、駐車場が2台か3台とまればいっぱいなのです。そして、原野の中にとめているので
す。車をとめるのです。果たしてそれがいい状況かどうかというようなことは、だれの目
にもこれは明らかだと思っているのです。そこら辺もしんしゃくしてもらわなければなら
ぬと思うのです。確かに広いところに避難させるというのは、それは簡単な話ですから結
構だと思っておりますけれども、いろんな使い勝手、使い道があると思うのです、会館は。や
っぱりその中心的な拠点になるわけですから、そのことも含めて、葬儀のときだって畑
にとめたり、やぶの中に突っ込んだりしておりましたよ。会館でそういうことをやってい
るのは恐らくあそこだけでしょう。ぜひそれは早急に改善していただきたい。

それから、D型ハウスについても前回売られた1013の2、これと極端に近い状態で重な
っている部分がございます。そこを、これから雪降りますから、例えば買った側に迷惑を
かけるような状況があったときにどう対処したらいいのか。町としては、そんなこと貸し
た覚えもないし、知らぬと言われるのか。恐らくそんなことにはなっていないと思うの
です。なっていないと思います、黙認してきたわけですから。黙認してきたところか、
恐らく知らない状況の人たちだって多いと思うのです。町長は、優秀な職員さんをさつき
褒められましたけれども、そうしたら職員さん一人一人に聞いて、あなた方はこういう状
況わかっているかということを知ったら、知らないという人たちも何人かはいらっしやる
と思うのです。やはりこういったときを逃さないできちんとやっていただきたいというの
が一つの大きな気持ちとしてございます。その上で、今後またこのD型ハウスの地域の方
々が利用されている部分につきましては、これはもう大所高所の見地から直接今何かに町
が使うという土地でなければそのままやっぱり利用していただく、そのためにはきちん
と利用契約も結んでいただいて、賃貸がいいのか、無料がいいのか、そこらはわかりませ
んけれども、よく話し合いをしていただきたいというふうに思います。

それが今2点申し上げました。

(何事か言う者あり)

- 3番(宮本秀逸君) 3点になりましたか。
- 議長(野村 洋君) 3点です。
- 3番(宮本秀逸君) 3点になりましたか。

そして、もう一つお聞きしたい。これは町長の立場でお答えしてください。町長は、職員研修やってございます。常に啓発されて指導されていると思うのです。それは、ああいメールを読ませていただいてもそれはわかるわけですけども、こういった問題が起きたときに、既に佐藤町長になってからでございますから、職員さんの意識改革が既に始まっていなければならない時期なのです。だけれども、あえてこうやって起きる。残念ながら4年前にも、町長が来られる前にもああい談合事件が起きました。非常に森町は有名になった。全国で知らない人はいないくらい。町長が今ブランド品つくらなくても、知らない人はいないくらい森町は有名なのです、実は悪いことで。悪いことで有名なのです。今回こんな件がありますと、これまた一斉に町長が好むと好まざるとにかかわらずマスコミは報道してくれるのです、一生懸命森町のことを。有名になるのです。恐らく道内でも知らない人はいませんよね。悪いことで有名になっていきます。せっかくいいイメージで、いかめしの森町といったのが談合の森町になってしまう。そこら辺の意識を変えていくためには、私は今は町長は本気だと思いますけれども、本気の本気になってもらわないと変わらないと思いますよ、森町が。確かに表向きの見た目の行財政改革も進んでいくでしょう、これは。いっぱい問題ありますよ、森町に。この産業、いつも言われる500億の町民総生産を上げるために、課題も問題も山積しておりますよ、これは。それを変えていかないと、本当にいい町なんてできませんよ。できません、絶対に。これがその証拠なのです。全く失礼な言い方だけれども、町長が裸の王様になるのではないかと私は危惧さえしているのです、本当に。それくらい私は大変だと思います。いつもテレビで国のことをやっています。公務員改革やっています。恐らく公務員から見れば、そういった一部の人たちから見れば、政治家なんて本当にちょっぴりある部分があるのでしょうか、これ。それと同じ結果が出てこないとも限らない。悪く言えばですよ。そういう危険性があるということなのです。これは、みんなをひっくめる話です。私がいいなんていうことは絶対思いませんし。本当に森町はいいところだと思うのでしたら、森町を変えようと思うのでしたら、こういった細かいことに気をつけてやっていただかないと絶対に私は変わると思いません。言いにくいことをおっしゃることは得意ですから、そこは言っていただきたい。言いにくいこと得意ですよ。

あと、職員が聞いてくれるかどうかというのは、ちょっと余計な話になって申しわけないけれども、聞いてくれるかどうかというのは、やっぱり町長の次第だと思っているのです。町長次第だと思っているのです。信頼される町長であるかどうかです、はっきり言いかえますと。信頼されていなかったからこうなるのです。それは副町長が悪いかもしれませんが。そこら辺はわかりません。今後どういう展開になっていくか。まだほかにもいるかもしれません。メールの中では、ほかに火が飛ばないようにと町長は心配していますから、恐らくそれを察していらっしゃるのでしょう。だから、そこら辺は今後の解明になっていくと思いますけれども、それがさっき私が申し上げたのは、地目を教えてくださいと申し上げたのは、変更するときに都合のいい部分だけがそうなされていく、そうしたら現況と

して農業者が使っている、浜の人たちが使っている部分はきちんとした畑として使っている。そこら辺はどうなのか。全部を見直せば、これはわかるわけですよね。だから、そうやってやる。そこら辺を。これで再々ですから、終わらなければならないから、だからそこら辺の町長の決意、それと最初のその前の3問、これをお願いします。税務課からもお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時26分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、1点目、税の関係。

○税務課長（泉 一法君） それでは、私のほうから宅地、それから原野のほうの税金の課税の仕組みと申しますか、それについてお答えいたします。

まず、税の課税については現況地目課税となっているということでございます。宅地につきましては、3年に1回の評価替えがありまして、土地鑑定士さんによる不動産鑑定価格を算出していただいているところでございます。これの70%を評価額としまして、宅地につきましては住宅を建てた場合は特例価格というのがありまして、200メートル平米以上の面積でありますとその6分の1が課税標準額となりまして、税率1.4%掛ければ税額が算出されるということになっております。原野につきましては、一応評価額に対しましてそのままの1.4%が課税額ということになります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 2点目、駐車場の絡みについて。

○住民生活課長（竹内 明君） 尾白内南部の方々の地域の会館として現在使用されていることではありますけれども、中には多数の集まる例えば葬儀だとか、大きな集会が想定されますので、周りの土地の現場を見まして今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 3点目、残っている土地の利用関係ですか。D型ハウスとか、その辺の絡み。これはだれが答えますか。

○総務課長（木村浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、元地番の1013番の1につきましては、現況は宅地のままでございまして、現在ハウスなどを建てて使用しているところでございます。

それから……

（「道路からこっちもそうですね」の声あり）

○総務課長（木村浩二君） はい。

（「道路から森側も」の声あり）

○総務課長（木村浩二君） はい。

それから、地目変更につきましては、これは分筆後に町が地目変更をしてございます。理由につきましては、先ほどと同じなのですが、現状を見れば宅地にはそぐわないだろうと。また、起伏もあったりしていることから、現状から原野というふうに判断して地目変更をしたということでございます。地目変更につきましては分筆後に行っておりまして、21年の10月に変更をしてございます。

それから、D型ハウスにつきましては、事実関係がわかるころまでは、当初のところまではいかないかもしれませんが、なるべく詳細に調べた中で関係課と協議しながら適正な管理につきまして検討してまいりたいと。契約書などを交わした中で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） 4点目について。

○町長（佐藤克男君） 宮本議員から研修等やっているにもかかわらず、こういうことが出てとんでもないというおしかりの言葉でございました。研修というのは、先ほどの商標登録ではないですけれども、すぐに効果は出てきません。四十数年全く研修も何もやってきていなかった職場です。ですから、そういう意味において私は常日ごろ職員に言っているのは5年はかかるよと。5年かかって私の代役が3人出てきたら、この研修については成功なのだよと。それまでは、私はこの教育ということは流れる水に字を書くがごとく、なかなかそれは一朝一夕ではできないものなのだよということを何度か職員には話しております。ですから、今ご指摘のことについては、なかなか私が言ったところですぐ変わるものではありません。これは、当然面従腹背ということで、私の前にいけば、ああ、町長ごもっともでございますと言いながら、いなくなったところで背中を向けると。これは人間の常でございます。私は、それが今までの人生の経験の中でたくさん経験してきております。ですから、そういう意味でもこの研修はやはり続けていかなければいけないなということを思っております。

常日ごろ管理の人間、課長クラスの人間が集まったときには隠すなよと、隠したらだめだぞと、全部オープンだぞということは常日ごろ私は言ってきております。しかし、残念ながらこういうことがあって、私は今宮本議員からこの地目変更のお話を聞いて、再度しっかりした調査をしなければいけないのだなということを今思い知った次第でございます。やはりすべて信じるということは大切なことだけれども、そこは目を鬼にして、そしてきちりとした調査をしなければだめなのだなということを今再度私自分で思ったところでございます。地目変更でこの辺が簡単に、私は便宜は決して図られていなかったのだと、そういうふうに今日の今日まで信じてきましたけれども、再度これは調査をして、もしそういうことがあった場合にはまた議会の皆さんのほうにお知らせをしなければいけないだろうなど。非常に今責任を痛感しているところでございます。残念なことにならなければいいなと、そのように思っております。また調査をするということで、宮本議員にはこれでお答えとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(「議長、先ほどの答弁でつけ加えていただきたいんですけども、畑、D型のハウスの話をしましたけども、その話についてありませんでした。それで、そこら辺は当事者とよく協議していただきたいと、よろしくお願いします。終わります」の声あり)

○議長(野村 洋君) 3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 本日はこれで延会いたします。

次回は、12月14日午前10時開会といたします。

延会 午後 3時34分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年12月13日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員